

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年3月8日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 齊 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 出席議員(32名)

議 長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 8番 林 寿 和 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
23番 東 千 春 議員
24番 宗 片 浩 子 議員
26番 中 野 秀 敏 議員

1. 欠席議員(3名)

19番 堀 江 英 一 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
25番 野々村 勝 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総 務 部 長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富 士 夫 君
教 育 長 藤 原 忠 君
教 育 部 長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

20番 熊谷吉正 議員

26番 中野秀敏 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄の子供が悲惨な事態を招かないために外2件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいりたいと思います。

まず初めに、大きい項目の一つ目、名寄の子供が悲惨な事態を招かないためについてお尋ねいたします。毎日のようにテレビや新聞ではいじめ、自殺の報道が起きております。奈良県では、中学2年生の男子2人が今まで何もいじめていなかったのに突然女の子に700回といういじめメールを送付、警察に迷惑条例違反で補導され、山形県では高校2年生の女子にうざい、学校やめればなどと携帯をいじめの道具としております。東京都の6人の中学生は、1人の女子生徒を6人で裸にして暴行を加えた後、携帯電話で撮影するなど、私たちには考えられないことが起きております。北海道では滝川市でいじめに遭い、校長先生、担当の先生に相談したが、おさまらず自殺、その後遺書が発見されたが、教育委員会が紛失するというあってはならないことが起きました。道教委の中間調査では、いじめられた子5人のうち1人いじめの確認がある、対応をしなかった教員が1割にも上ったという報告をされております。札幌市

教育委員会小中高校のいじめ調査では、今いじめられていると思うが全体の10.3と道教委の報告の4.8を大きく上回っております。相次ぐ学校でのいじめ事件を受け、文部科学省、各教育委員会はいじめ対策の強化を打ち出しております。学校関係でなく、法務省がいじめ問題に積極的に対応していくことは、いじめの抑制力にもつながると期待の声があります。

抑制力と言えば、福岡県筑前町で中学校2年生の男子生徒が昨年11月にいじめを苦に自殺した事件は、福岡県警が学校のトイレで男子生徒のズボンに脱がそうとした同級生3人を暴力行為法違反の疑いで福岡県警に書類送検し、2人を久留米児童相談所に通告したことは大きな抑制効果をもたらしたに違いありません。いじめ行為、傷害や恐喝を迷わず送検することは異例ですし、立件された5人はいじめの中心者ではなくて、日常にうざい、死ねなどの言葉の暴力を男子生徒に浴びせ、死に至らしめた主犯格が別にいたことは警察も把握しておりましたが、立件できなかったそうです。

名寄市の学校でのいじめはあるが、その対応のためハートダイヤルや心の教室相談員がありますので、未然に防ごうと日夜活動されておりますが、平成18年ハートダイヤルの件数、相談内容、平成18年まで週3回の相談を本年より5回にふやした相談体制の充実を図る心のケアを行う心の教室相談員の各学校の相談件数と相談内容についての理事者の御見解をお願いいたします。

平成17年、名寄市適応指導教室が開設されて教室ができたことにより、また平成18年には教育相談センターが開設され、いろんな悩み、いじめを受けたことに対し、両親や子供がどれだけ救われたかはわかり知れないことは間違いありません。名寄市の適応指導教室、教育相談センターでの状況についての理事者の御見解をお願いいたします。

また、女性児童センターの来館団体数と来館者数の状況についてもお願いいたします。

平成15年、名寄市青少年問題協議会サポート

チームの結成に伴い、さまざまな問題が解決されてきましたが、名寄市が昨年3月27日に合併し、サポートチームの現在の活動状況についての理事者の御見解をお願いいたします。

最近中学生、高校生の大半が携帯電話を所持しており、悩みがあり、その対応は電話で話したくないという学生がふえております。また、メール社会とも言われております。携帯電話の相談は、北海道、上川支庁、士別でもメール相談を開始しましたが、本市のメール相談の相談体制の強化の理事者の御見解をお願いいたします。

先ほど言いましたが、札幌市の教育委員会、いじめが10.3と道教委の報告よりも大きく上回っております。名寄市にもいじめは必ずあるはずで、決算委員会では、総務文教常任委員会の方から専門員の人数が少ないとの御指摘もありました。専門員をふやせば解決するのではなく、子供のために何かをしてくれるサポーターをふやすことが重要と思われま。教育委員会として、いじめや適応指導教室への名寄大学との連携の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目二つ目、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて質問いたします。我が国の子供の人権は、日本国憲法及び児童福祉法において保障されております。民法が規定する親権は、子供を保護するための規定であります。親による養育が適切でない場合等を踏まえ、子供の人権との調和を図る必要があると考えております。また、子供の固有の生存権と快適な生活の保障を明確にしないといけないと私は思っております。児童福祉法にはすべての国民は児童が平等で健全に育成されるよう努めるべきであると定められ、児童憲章では児童はよい環境の中で育てられること、よい遊び場と文化財を用意され、劣悪な環境から守られることがうたわれております。地方自治体は、子供たちの健全育成に望ましい環境を整備をし、必要な各種サービスを提供する責任があります。また、ひとり親の母親や父親、ひとり親だけ

で子供を養育するのはさまざまな困難や障害を伴います。日常生活や住宅、経済的な支援など、その家庭の子供たちが健やかに育つよう支援しなくてはなりません。名寄市長も市政執行方針の中で、安心して子育てができるようひとり親家庭への支援と言われております。本市においての子育て支援の施策について、基本的な考え方についての理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市は、ちゅうりっぷ、さくらんぼで子育て最中の親の方々の育児についての悩み相談、情報交換など、子育て最中の多くの保護者同士のコミュニケーションを通し、子育て親を支援しておりますが、子育て支援センターの活用状況についての考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市は、転勤族の方が大変多い地域であります。近くに両親や知人、友人が少なく、本人が風邪や何か用事ができ、子供をすぐ預ける場所がないとよくお話を聞きます。本市としての子育て支援の一時預かり所と夜間保育の取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

日本には軽作業労働としてベビーシッターが入っておりますが、国の厚生労働省は外国人労働者の入国人数の制限をしております。大都会では作業は多いのですが、北海道では大変少ない感じがいたします。他の地域では、地域の子供が大好きな高齢者や未就職者、婦人を中心とした方々を行政で登録し、地域で子育てに忙しい方々が買い物、通院、役場に行き、用事を済ませ、500円をベビーシッターに支払っております。本市としても行政が無理であれば、このようなボランティアでの一時預かりの考え方についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目三つ目、心臓突然死をAEDで防げについて御質問させていただきます。さきに岩木議員も質問されましたが、心疾患による死亡は現在我が国における死因の第2位であります。しかも、増加傾向にあります。心疾患による死亡は突

然訪れることが多く、年間およそ5万人の方が心臓突然死のため亡くなっております。心臓突然死から救命は非常に難しく、大阪では人口880万で年間約3,000人の方が病院の外で心臓が原因で心停止が起こり、蘇生処置がなされても1年間生存される方は1.5%にすぎません。心臓突然死の多くは病院の外で発生するため、心臓突然死対策は病院だけではなく、地域ぐるみの取り組みが必要であると思われております。また、蘇生成功のかぎは早期に電氣的除細動をと言われていくらい1分おくれるごとに7%から10%生存率が低下されると言われております。名寄市でも救急車が現地に到達するまで6分から10分の間に救命率がゼロ%から38%までになっております。本市としてのAED、自動体外式除細動器の取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

子供の心臓突然死というと意外な感じがしますが、小児における心細動の例で心臓震盪ということを言われております。心臓震盪というのは、胸部に衝撃が加わったことにより心臓が停止するという状態になります。多くはスポーツ中に本当に健康な子供が、若い人が胸部に比較的弱い衝撃が加わったときに誘発されます。心臓震盪に至ると心室細動が発生、数分間で死に至ります。国内では少年野球の練習中にボールが胸部に当たったとき、衝撃で心臓震盪が起き、死亡が相次いでおります。このように全国的にもAED普及、一人の子供も死に至らしめない行政の努力が必要と私は思われます。その意味で、名寄中学校、名寄東中学校、智恵文中学校、風連中学校にAEDの配置の推進の理事者の御見解をお願いいたします。

札幌市では市立高校全校にAEDが配置されております。道立高校でも17%の設置がされております。名寄市としても道立高校があります。市として、教育委員会として設置の要請を道に働きかける必要があると思われれますが、この件について理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） おはようございます。ただいま大きく3点について御質問がありました。私からは、1点目の名寄の子供が悲惨な事態を招かないためにと3点目の心臓突然死をAEDで防げについてお答えし、2点目につきましては福祉事務所長がお答えいたします。

初めに、ハートダイヤルと心の教室相談員への相談状況についてお答えいたします。子供たちの問題解決のため平成8年に開設されました子供の電話相談ハートダイヤルの対応は、平日は9時から17時までとなっており、土日、祝祭日は留守番電話としております。なお、ハートダイヤルでは電話相談だけでなく、面接相談についても受け付けております。本年度4月から1月までの相談件数は、接触別では電話によるもの408件、来所面談288件、学校訪問34件、家庭訪問21件、移動相談10件で、合計761件となっております。相談内容別では、素行、暴力に関するもの185件、不登校168件、人間関係83件、学力、進路に関するもの75件、発達障害30件、いじめ24件、幼児、子育てに関するもの10件、家庭問題に関するもの32件となっております。その他市民相談的な対応も154件となっております。来信・面談者別では、父母からの相談が276件、教師からが76件、高校生からが129件、中学生からが77件、小学生からが17件、知人からが13件、また一般市民からが105件、他機関からの相談が68件となっております。

次に、子供電話相談、ハートダイヤルと並んで教育相談センターの主要な業務であります適応指導教室についてでございます。適応指導教室は、原則として土、日曜日、祝祭日、長期休業日を除き月曜日から金曜日までの9時30分から15時まで開設しており、おおむね学校の登校日が開室日となっております。本年度4月から1月までの利用状況についてでございますが、小学生男子3

名、中学生女子3名が在籍しておりまして、169日間開設し、延べ通室人数621人、1日平均にしますと3.7人の利用となっております。この対応のためセンター内に専用の部屋を確保し、教室としておりますが、小学生と中学生の利用者がいること、また初めのうちは個別の対応を必要とする子供もいることなどから、専用教室のみでの対応は難しいこともあり、センター内の利用予定のない部屋を使いながらの対応をする場合もございます。このようなときには専任指導員に加えまして、教育専門相談員や女性児童センターの指導員も協力しての対応をしてございます。

次に、児童センターの来館状況についてでございます。女性児童センターは、御承知のとおりほっと21という愛称で同好会、サークル、あるいは町内会などの団体の活動の場として、一般成人を中心とする団体利用と放課後等に児童が利用するいわゆる児童館、児童クラブ的な施設として利用する個人利用とに区別されます。本年度4月から1月までのサークル等の団体利用につきましては述べ2万2,180人で、前年度比130%の利用者となっております。これら団体利用の大半は、ほっと21同好会、自治会に所属する44のサークルであります。その他の利用といたしましては今年度から新たに放課後児童が来館する前の午前中、主に体育室を使っただけの子育て支援ちゅうりっぷの活動の場としての利用がございまして、こうしたいわゆる貸し館的な利用のほか、センターの自主事業として健康、教養、実用等の教室、講座の開設もございまして、今年度利用者数の増加の主な要因は、子育て支援ちゅうりっぷの利用開始でありまして、その他の利用につきましてはほぼ前年度並みとなっております。

また、放課後児童の利用状況であります。これにつきましては日曜、祭日を除く毎日、原則的に午後5時まで児童厚生員が自由来館児童の対応をしております。今年度1月までの利用状況は、述べ利用者数で4,095人、前年度比118%と

なっております。利用者がふえた要因といたしましては、日暮れが早い10月から翌年2月にかけて、小学生は午後4時までの利用となっており、この時期平日の小中学生の利用はほとんどなく、例年利用者数が減少しますが、今年度におきましてはこの時期に中学生の利用が増加したことにより、利用者数の減少が抑えられたものでございます。今年度のセンター運営の重点目標の一つとして、中学生、高校生の利用促進を挙げて努めてまいりましたが、その成果が出たものと判断しております。

ほっと21の運営につきましては、今後もセンター運営委員会並びにほっと21同好会、自治会などの利用者の助言、協力を得ながら、有効利用に努めてまいりたいと思っております。

次に、名寄市青少年問題協議会サポートチームの推進状況についてお答えいたします。名寄市青少年問題協議会サポートチームは、平成15年、旧名寄市におきまして不登校やいじめ、児童虐待など子供を取り巻く深刻な問題の解決のためには専門相談員等を支援する専門的な知識が必要であることなどのねらいをもって設置され、主にハートダイヤルや父母懇談会活動を支援してまいりました。風連町と名寄市が合併し、新名寄市となったのを機に、平成18年度は合併後のサポートチームのあり方について検討する期間をいただくためメンバーの委嘱は行っておりませんが、平成19年度には新名寄市として問題解決のために迅速な対応のできる機能的、効果的なサポートチームを立ち上げてまいりたいと考えております。

次に、メール相談の推進と相談体制の強化についてでございます。名寄市教育相談センターの教育相談業務におきましては、現在電話と面接による相談を受けておりますが、名寄市教育委員会といたしましては情報化社会が進む中、近年青少年を中心にインターネット、電子メールの利用がふえており、一人で悩んでいる青少年にとって、またそうした青少年の家族の方々にとっても電子メールは相談しやすい手段であり、また潜在的な相

談者の掘り起こしも期待できることなどから、電子メールによる相談対応について道内先進都市の実施状況などを参考にしながら、実施に向けて検討をしております。

しかしながら、メール相談については、その場での問い返しができずに真意がはかりにくいというようなこと、いわゆるクイックレスポンスの問題とかセキュリティーの問題など、体制的な問題でクリアしなければならない課題も多く、その実施に向けての体制づくりを模索しているところでございます。したがって、これら課題をクリアでき次第メール相談を試験的に開始したいと考えております。

また、近年の相談件数の増加に対応するため、新年度から教育相談センターの職員を増員し、相談体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会としての名寄市立大学とボランティアグループとの連携の考え方についてでございます。名寄市教育委員会は、これまで短期大学のときも含めまして市立大学のボランティアグループや学生個人の方に夏季と冬季の宿泊体験学習や父母懇談会の活動の中でメンタルフレンドとして、またサポートチームのメンバーとして多くの事業を通じて御支援をいただいております。今回短期大学から4年制大学となり、学生数がふえたことなどから、従来にも増してより安定した継続的な支援活動が可能との大学関係者からのお話があり、現在大学地域交流センターを窓口として連携について具体的準備に入っております。

なお、大学に子供の悩みに関する専門スタッフの方が配置されたことにより、子供の悩みはもちろん父母の悩みにも答える体制の支援についても話し合っただけでまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3の心臓突然死をAEDで防げについてお答えいたします。(1)のAEDの本市の取り組みについてでございますが、心筋梗塞や不整脈などの心疾患により突然に心臓がとま

った人の命を救うためには気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージなどの心肺蘇生を行うとともに、心臓への除細動を速やかに行うことが重要とされ、心停止後1分除細動がおくれるごとに7%から10%救命率が減少すると言われております。AEDは、器械が自動的に除細動の適用か否かを判断して、医学的判断ができない一般の人でも使えるように設計されております。我が国では、これまで医療資格を持たない一般の人が除細動を行うことは認められていませんでしたが、平成15年4月に救急救命士に使用が認められ、平成16年7月から一般市民も使えるようになり、全国的に徐々に公共施設に設置されるようになりました。

名寄市におきましては、平成18年8月に名寄庁舎と風連庁舎に各1台を設置いたしました。その後平成19年1月に名寄市総合福祉センター、名寄振興公社に追加設置したところでございます。なお、名寄市体育協会と名寄市スキーパトロール赤十字奉仕団は、同じ時期に自費で配置し、また名寄市立大学でも後援会で購入したと聞いております。市では、スポーツ大会などの各種イベントで万が一に備えて御活用いただくため、福祉事務所にも1台配置し、無料で貸し出しを行っておりますので、広く御利用いただければと考えております。

次に、中学校へのAEDの配置の推進についてでございます。道内の小中学校におけるAEDの設置状況につきましては、昨年10月現在の北海道教育委員会の調査によりますと、小学校では3.2%、中学校では25.2%にとどまっております。しかしながら、ただいま御提言のありましたとおり、学校現場におけるAEDの必要性、有効性につきましては、名寄市教育委員会といたしましても認識しているところでございます。これまでも厳しい財政状況の中でその導入に向けて検討してまいりましたが、児童生徒に突然の心停止が発生した場合には学校においても救命処置を的確に行うことができるよう全小中学校へのAED設置に

向けた具体的な検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

次に、高等学校に対しての配置でございますけれども、高等学校におけるAEDの設置状況につきましては、本年3月末までに32の都府県で配置が完了する見通しとなっており、北海道のおくれが目立っておりますが、北海道教育委員会では平成19年度中にすべての道立高等学校に配備する方針を固めたと伺っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目の2番目、安心して暮らせるまちづくりについてをお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の子育て支援の施策の基本的な考え方につきましてでございますけれども、子育て家庭を取り巻く環境は、女性の社会進出、就業形態の多様化等で保育要望も多岐にわたっております。現在市内には認可保育所5カ所、へき地保育所、事業所内保育所、その他保育施設がございまして、保育要望に対応し、入所希望者は全員入所をしているところでございます。昨年10月には社会構造の著しい変化を背景といたしまして、就学前児童に教育と保育と一体化して提供する機能と地域の子育て支援を行う機能をあわせ持つ認定こども園制度が施行されております。市の子育て支援の施策の基本的な考え方としましては、子育て家庭の皆様が安心して子育てができるよう環境づくりを目指すことにありますので、新たに施行されました認定こども園制度を活用し、教育と保育を一体化した幼保一元化の促進、保育所の施設整備、子育て不安の相談、親同士の交流の場の確保などに努めてまいります。

次に、二つ目の子育て支援センターの活用状況と考え方でございますけれども、子育て支援センターは東保育所のさくらんぼ、中央保育所のちゅうりっぷと現在2カ所で開設をしております。ち

ゅうりっぷは、平成17年度までは大谷幼稚園の旧園舎をお借りして実施をしておりましたけれども、都合によりまして昨年6月からは中央保育所に場所を移しまして、ほっと21を補完会場として実施をしております。その活用状況でございますけれども、1月末までには育児相談118件、親子遊びの広場463組、1,118人、なかよしランド2,569組、6,185人、すくすく広場55件、115人、ぴよぴよランド509組、1,056件となっております。子育て支援センターについては、核家族化などで子育ての知恵が親から子供に伝わりにくくなっていること、子育て中の親同士の交流が少なく、子育てに対する情報が少ないことなどから、子育て支援には必要な施策と考え、今後とも実施をしております。

続きまして、三つ目の子育て支援の一時預かり所と夜間保育の取り組みの状況でございますが、一時預かりにつきましては保育の対象とならない満1歳から就学前の集団保育が可能な児童を対象にいたしまして、1日当たりの利用定員6人で、一時保育事業として中央保育所で実施をしております。一時保育の実施に当たりましては、一時保育に伴う環境変化で不安感を持つ子供の対応と子供の健康状態の把握、計画性を持った事業の運営などが必要となるため、対象となる児童の事前登録制としております。御不便とは思いますが、御理解の上、御利用をお願いしたいと思います。

また、どろんこはうすでは通常時間内で一時保育を実施しておりますし、同はうすでははうすの入所者を対象といたしまして夜間保育も実施をしております。市といたしましても施設運営費の一部を補助し、支援をしているところでございます。

4点目のボランティアでの一時預かりの考え方につきましてですが、現在ボランティアでの一時預かりにつきましては、名寄市社会福祉協議会に市民相互の助け合いを目的といたしまして、サービスの利用者と提供者の会員制でほのぼの倶楽部

が組織されており、提供サービスの内容に子育て支援も含まれております。短時間の一時預かりについてはほのぼの倶楽部を、それから長時間の一時預かりにつきましては保育所の一時保育とすみ分けができたというふうに考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問と要望を進めてまいりたいと思います。

まず、名寄の子供が悲惨な事態を招かないためについての部分をちょっと何点かお聞きしたいと思います。先ほどちょっと心の教室相談員の答弁がなかったみたいなのですが、ハートダイヤルの部分で761件、これは本当に相当多い数字だと思います。相談内容等が暴力だとかいじめだとか、また精神障害の方々だとか、いろんな部分あると思うのですけれども、この761件の方、そして来館されて相談される方が288名おります。きっとこの来館者の方々には事務所で相談できない、また適応指導教室2部屋ありますけれども、そこでもきっと相談体制は組めないと思いますから、どの部屋でやられているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

先ほど答弁にはなかった心の教室相談員、私もちょっと調べさせていただきましたので。名寄東中学校、生徒数が345名、そして相談件数が628件、いじめは2件ぐらいなのですけれども、これだけ倍ぐらいの相談件数があると思うのです。また、風連中学校の方々には116名おられて、117件の相談があるみたいなのですけれども、これは去年までは相談は3日間、そして休み時間の10分間なのです。その中で、この628件の551人の方の本当に心の相談ができる体制なのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。この心の教室相談員がただあいさつする相談だったらいいのですけれども、私はこの心の教室相談というのは違う部分の相談をし

ていただくのが心の教室相談員、いじめだとか自分の家庭の問題だとか勉強の問題だとか、それを相談されるのが心の教室相談員だと思うのです。それを相談される方が628件もいたら、休み時間の10分間は相談室は1人の心の教室相談員が10人ぐらいの相談を受けているのかどうかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

先ほどハートダイヤルで来館者が288名おられるというふうに言われましたけれども、ほっと21、地域の町内会の方々、同好会の方々、いろんな方々が来館されて、あそこを利用されております。本当にそれは大変すばらしく、重要だなというふうに思いますし、来館人数も118%と前年度よりふえているということは本当にすばらしいことだというふうに思っております。しかし、私としては、ここのハートダイヤル、または適応指導教室、教育相談員の方々がいじめだとか不登校だとかいろんな部分で来られている、適応指導教室の方は中学生が女の子3名、男の子は3名ということで小学校の方ですか、来られております。また、教育相談にも数名の方が来られているのですけれども、この適応指導教室今2部屋しかないという状況の中で、中学生3名と小学校3名の方の対応をされております。2部屋で対応できるのか。先ほど答弁でありましたけれども、当初来られた方はやっぱり悩んで来られて、いろんな部分で私はいじめられて、不登校になって、学校に行きたくない、人に会いたくないという方々というのは、一人の部屋の状態で当初は接していかない限り、いきなり何名かの方のところに入れるというのは厳しいというふうに思います。小学生だったら何とかなるというふうに思うのですけれども、中学生の女の子というのは本当にやっぱり思春期を迎え、いろんな部分で悩んで来られているのですよね。その中で2部屋しかないというのは、大変に厳しいというふうに思っております。その点をお知らせいただきたいのと、この44団体、そ

して来館者が2万2,180名、この44団体には音楽をやる方、または町内会である部屋で相談される、またはいろんな陶芸だとかお裁縫だとかやって集まられる方おられると思うのですけれども、私はこのほっと21を適応指導教室だとか心の教室相談員、ハートダイヤル、そして教育相談、ここを主眼に置くほっと21にできないのかなというふうに思うのです。この44団体の方は、私は文化センターだとか市民会館でやられて可能な団体はたくさんおられるというふうに思います。その中で、ほっと21運営委員会だとか同好会、自治会の方々としっかりと相談して、やはり何を主眼に置くのか、子供の未来のために何をどう置いていけばいいのかというのを話し合っただけであれば、私は納得していただけるというふうに思うのです。そのためにも来館者で悩んで来られる方をどこの部屋で相談される、事務室ではできないと思いますし、丸テーブルのホールで人がごちゃごちゃいる中で相談されるのか、それともしっかりとした悩んでいる子供が来たら相談できる場所がやっぱり必要ではないかなというふうに私は思うわけなのです。

また、もう一つ、サポートチームの再度の立ち上げなのですけれども、私は15年にできたサポートチームが機能している部分は機能していた、機能していない部分は機能できなかったといういろんなジレンマの方がおられるというふうにお聞きしました。その中で、サポートチームをサポートしようという外部の方が相当適応指導教室だとかいろんな部分に入ってこられたとお聞きしております。私は、この方々が一番重要な働きをされてこられるのでないかなというふうに思います。ことし専門員を1人ふやしていただいたのは非常に歓迎いたします。そういう部分で、このサポートチームをまだまだふやせるのでないかなというふうに思っております。

また、メール相談に関しましてですけれども、北海道の対応は10日、市町村も1週間のおくれ、

士別も数日おくれます。私は、このメール相談というのは、余り大したことない相談でしたらいいのですけれども、本当に今死ぬという人がこの中にメールを入れてきた場合、10日後にメールを送信するという状況をつくるというのはいかがなものかというふうに思っております。先ほどクイックレスポンス、個人情報がないので、そういう対応になると言われましたけれども、北海道もそうだと思います。メールが来て、メールの内容を確認して、その原稿をつくって、そして上の上司何人かに判こをもらってから10日後にメールを返送する。その間にその子が死んでしまったらどうするのですかという。私は、名寄がこのメール対応ができたならば、そういう対応ではなく、的確にやはりその日にメールが来て、調べて、次の日にはもう教育委員会としてこれはすぐに送ってほしいというふうな体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますが、その件お願いいたします。

名寄大学のサポートチームの件です。先ほど大学地域交流センターの窓口をつくって、適応指導教室だとかいじめ、ハートダイヤルの方にサポートをしていただけるということなので、この辺は本当にしっかりとした体制を組んでいただきたいというふうに思います。

以上の点、先ほどの4点ですか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） まことに申しわけございませんでした。心の教室相談関係の原稿を飛ばしてしまいまして、申しわけございませんでした。

心の教室相談の件数等なのですけれども、中学校に心の相談の教室を開室しております。相談件数なのですけれども、18年4月からことしの1月までの相談件数は、名寄中学校で262人、東中学校で630人、風連中学校で319人、合計で1,211人となっております。相談内容につき

ましては、友人関係を筆頭に進路問題、学習問題、さらには家庭問題などさまざまな悩みについて相談を受けております。

相談件数、東中学校が突出しているという御指摘がございましたけれども、相談内容は子供によってまちまちです。本当に非常に軽いような相談から悩み深いような問題、また何人かで一緒に来て雑談を交わしていくというような相談もありますので、単純に相談件数だけでは中身が判断できないというか、多いから大変だとかそういうことにもなかなか判断できないような状況でございます。こういうような心の教室相談員のところに来て、簡単に相談することによって本人が持っているストレスなどが解消されると、そういうような大きな効果もあるというふうに思っております。

再質問でございましたまず適応指導教室の状況なのでございますけれども、いつもいつもあちこち場所を探しているというわけではございません。たまたま6人在籍しているのですけれども、最近は大分なれてきたのではないかと思いますのですけれども、来た当初はどうしてもほかの子供との同席ができないような子供もおります。そういうようなときには子供1人に対して相談員が1人で対応しないとだめだというような状況もございまして、そのときにはほかのあいている部屋などを探しまして、そこで対応するというようなこともしております。確かに相談の部屋が多く確保ができればいいのですけれども、ほっと21、初めは婦人センターというような役割もございましたし、青少年センターというような役割もございまして、今それらの団体の方が利用しているという中で、団体の利用者の調整なども今これから行っていきたくて思っていますけれども、今まで使っていた方にほかの場所に行けとなかなか言うわけにもいきませんので、こちら辺は利用する自治会などに相談して、文化センターなどで開催できるようなものについてはそちらの方に移っていただく、それから文化センターとほっと21で同じような内

容の事業を行っているものについては調整して、そのような事業を文化センターの方で持っていくような形で適応指導教室の活動スペースの確保をこれから図っていきたくてというふうに思っております。

サポートチームの関係でございます。合併を機に今回もう一度サポートチームの中身を洗い出して、どうやったら機能できるかというようなことで考えてみたいということで今回は委嘱を行っておりません。サポートチームが機能していたときには、チームを組んでというよりは専門相談員等に対して、それから保護者会などの問題についてアドバイスをするということがあったのですけれども、なかなかチームとしてうまく機能しなかったという面がございました。そういうようなことから、果たして前と同じようなサポートチームを組むのがいいのかということがございまして、今回考えているのは登録をさせていただいて、それをうまく活用できないかというようなことで今検討を進めております。サポートチームも皆さんそれぞれ仕事を持っているような専門員の方が多いですので、時間等の関係もありまして、チームそのものでうまく機能していけばいいのですけれども、なかなか理想と現実は違うというようなことでございまして、十分サポーターとして活躍できるような方、そのような方を登録させていただいて、何とかハートダイヤル等の悩みについてうまくその中で機能していけないか、それを今考えているところでございます。前回の反省に基づいて、うまく機能するような形を考えていきたくて思っております。

それから、メール相談でございます。メール相談は、これはやっぱり文字面だけではなかなか真意がわからないというふうに聞いております。実際会って話せば即真意は伝わるのですけれども、言葉だけではうまく真意が伝わらないようなことがございまして、ちょっとやっぱり時間的な問題があるというふうに聞いております。これは、ど

うしても時間的な問題というのはメール相談の場合はあるのかもわからないですけれども、個人的にはメール相談なども行っているようでございますけれども、教育相談センターの機能としてのメール相談、これはまだ取り入れておりません。相談員の方にも聞いているのですけれども、いろいろな問題がありますと。でも、これはやっぱり挑戦していかないとだめな問題かなというふうに考えておりますので、そういうことで今課題についていろいろ検討して、実施をしたいという方向で検討しているということで御理解願いたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方から若干追加説明させていただきます。

ハートダイヤルとか来館についての相談場所などもお尋ねございましたが、事務室やロビーではございません。ハートダイヤルと来館については、プライバシーを守るために別室を用意してやっております。それから、これは人数ではなくて件数でございます。したがって、同一人物が何回も訪れたり、電話で相談するというのもあるので、お含みおきいただきたいと、こう思います。

それから、ほっと21の利用については、歴史が働く婦人の家という縛りの中であの施設ができました。そういう中で、広く同好会とかそういう方たちを募集していた歴史がございますので、今お話しのとおり教育相談センター一本になれば素晴らしい施設になると思いますが、御理解をいただければと、こんなふうに考えております。もう一つは、ほっと21が無料だということもやはり利用者が多いという、こういう問題で、今後は社会教育施設の有料化、料金等についても今後検討を進めていきたいと、こんなことを考えているところであります。

それから、大学との連携につきましては、大学には地域交流センターが正式に立ち上がりました。今までは小どんぐりとかそういう学生の援助を得

て、不登校の父母懇談会などを行ってきたわけですが、今度は地域交流センターを窓口にしてしっかりと連携を図っていければと、こんなことを考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） ありがとうございます。もう時間がありませんので、若干の要望を言っていきたいと思えます。

今言われた部屋の件ですけれども、私が知っている限りでは面談来た方は託児室ですか、や何かを利用して面談されているというふうに思っていますし、託児室で面談というのはちょっといかなものかなと。ちゃんとしたところをやっぱりつくる必要性があるのではないかとこのように思っています。これは要望いたします。

先ほど言った部屋がないというのが、午前中ちゅうりっぷの方々が来られます。そして、適応指導教室の小学生とアコーディオンカーテンを引いて隣り合わせているというのはいかなものかというふうに思っていますので、その辺もやっぱり注意していただきたいというふうに思っています。

私は、先ほど一時保育の部分であれですけれども、ちゅうりっぷの方々、火曜日と金曜日ですか、月曜日と木曜日か、どっちかわかりませんが、ほっと21を使用されているのですけれども、やっぱりちゅうりっぷ、子育て支援の方々もあそこの場所は冬寒いというふうにお母さん方言われているのです。逆にだからああいうちゅうりっぷの方々は、中央保育所が狭いのであれば、文化センターの畳の部屋を、午前中だったらきつと使用余りされていないと思えますから、あそこを使うだとか、そういうふうにしてあげた方が私は有効かなというふうに思っていますので、その辺も検討していただきたいというふうに思っています。

あと、先ほどのサポートチームなのですけれども、私は青少年の非行の部分といじめと教育相談の部分というのはやっぱり分けてサポートチームをつくった方が皆さん何をサポートしていいのか

というのがはっきり明確にわかるのではないかなというふうに思っているのです。青少年非行もいるよ、いじめの問題もいるよではなくて、その縦分けをしっかり持ってあげて、こういう部分のサポートがはまれば皆さん何をしてあげたらいいのかなというのが私はわかるのではないかなというふうに思っております。本当にこの辺よろしくお願いいたします。

また、先ほど市立大学のサポートチーム、大学には臨床心理士の方、心理学系の大学の教授だとか助教授だとか講師の方がきつとおられると思います。また、ほかの道立高校の方々、名寄光凌高校にも、そして名高の方々も臨床心理士というのを持っている先生もおられるのです。だから、私はそういう方でサポートチームになりたいという方、今現在光凌高校の方で入っている方々もおられると聞いています。私そういう方々を使うと言ったらおかしいですけども、入っていただいて、そういうサポートしている方々をやっぱりしっかりどういう形にしてもいいから子供のためにやっていただくというのが大事ではないかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、現場で今専門員の方々がいろんな努力をされておられると思います。私は、今どういう悩みがあるのか、どういうことをやっていかなければいけないかというのは、教育委員会の方々がしっかりと週に1回ほっと21に行って、専門員の方々に聞くというのが大事かなというふうに思っております。その点をよろしく申し上げます。

やはりこのいじめというのは、傍観者を含めていかなるいじめも絶対に許さないというふうに強い意思を持って今こそ教育委員会と学校の方々がしっかりとこのいじめの問題の方に向くというのが大事でありますし、私たち昔はいじめられる方もいじめる方も悪いのだよと言っていましたけれども、今は違うのです。いじめる方が悪いのだ、100%悪いという意味を明確に子供たちに伝え

ていかない限りこのいじめというのはなくならないのです。本当に今回スタートしたこのいじめ対策で、ぜひ相談できる人がこのいじめ、子供にとって身近な方々がつけるようにしていただきたいというふうに思います。

あと3分しかないので、要望でもう済ませたいと思います。ちゅうりっぶなのですけれども、先ほど言ったようにやっぱり寒いと。子育て支援であそこを使うのは寒いよと言われてます。また、月曜日と木曜日、金曜日と火曜日、なぜ中央保育所とほっと21に移動しなければいけないのだと、お母さん方は大変ですよということを言われているのです。バスもありません、あそこを通る。だから、お母さんが一人で行くのだったらいいのです。でも、子供を2人も抱えてほっと21まで行く、そして何曜日は中央保育所に行くという、それが本当に名寄市が福祉のまちと言われている子育ての施策かという部分を私は感じ取ることができないのです。福祉センターの畳の部屋もありますし、文化センターもあるので、中央保育所が手狭であればそちらを一本にするだとか、そうしてあげない限り、名寄に来たけれども、子育ては本当にひどかったよと言われるまちには私はなっていたきたくないのです。

あと、一時預かりは6名しかいない、登録しなければならぬ。本当にこの名寄に来て、大変なお母さん、お父さんが何かあったときに急に預けられないというのは一時保育でないのです。私はそう思っています。一時保育というのは、登録しなくても、その日自分が風邪引いて病院に行かなければならぬそのときに預かってもらえるのが一時保育だと私は思っています。その辺をやっぱり解消していくか、またはよその地域のようにボランティアをつくってやっていくかというふうに進めていただきたいというふうに思います。先ほど社会福祉のほのぼのの倶楽部言われておりましたけれども、まだ私は機能していないというふうに思っています、一時保育の部分は。そして、お母

さん、お父さんはそのほのぼのの倶楽部知りません。やはりそれを一時保育に活用するのであれば、広報等を通して親の方々に伝えるというのが私は必要ではないかと思えます。その辺よろしくお願ひします。

AEDの部分なのですけれども、役場に各1台、福祉センター、振興公社、スポーツセンター、スキーパトロール隊、大学にはある。でも、私の娘もそうでしたけれども、中学生、高校生になるといろんな部分で悩み、受験だとか何かでこの心臓病で倒れる方がふえるのです。スポーツをやっている方でもたくさんいるのです。この名寄市でそういうことを起こさないためにも、やはり小学校、中学校には必ずつけていただくようにしていただきたいと思えます。

時間がありませんので、残りは岩木議員にお任せして、終わりたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

名寄市過疎地域自立促進市町村計画の経過と推進について外1件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。先般の議会においても質問し、またこのたびも同僚議員も同じような質問をいたしておりますので、関連があると思えますが、できるだけ重複を避けた質問をさせていただきますと思えます。

まず最初に、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の経過と今後の推進について、その概要をお伺ひいたします。この促進事業は、平成17年度から5カ年間の計画で始まり、ことしで3年目を迎えました。これは、今後の事業を有利な起債を受け、多くの事業を立案する自立促進事業だと思えます。これまでの経過と今後の自立促進事業の内容についてお伺ひいたします。この件につきましては、3点の項目に分けて質問いたします。最初に、建設土木関係について、2番目には生活環境

全般について、3番目には福祉関係、老人対策などについて項目別に分けて経過と促進状況などをお伺ひいたします。

次に、大きな項目2番目として、新名寄市総合計画の前期事業についての関係と現在までの経過についてお伺ひいたします。この件につきましても5項目に分けてお伺ひいたします。1番目に、近ごろ市長さんの話や助役さんの話、またマスコミなどの情報などでよく話題になっておりますコンパクトなまちづくりを計画中だとか、建設予定があるような話をよく聞きますが、この計画などがどこにあるのかどうか、またどのような計画で進められているのかお伺ひいたします。コンパクトなまちづくりの全体像が見えてこないために理解に苦しむところです。どうか市民にわかりやすい言葉で、現状を報道されることがよいのではないかと考えます。市長さんのお考えをお伺ひいたします。

次に、旧名寄市中心市街地活性化事業についてお伺ひいたします。この取り組みは、10年ほど前から計画されており、現在まで至っていると思えますが、これまでの進みぐあい、どうなっているのかよくわからないところです。駅前開発はできたようでございますが、その後の取り組みがどうなっているのかお考えがあればお伺ひいたします。駅前から4条通までの間、6丁目の多くの樹木が目につきます。これらについても活性化事業の一環なのかどうか、私は疑問を感じております。これが町中の美観だと考えた整備なのかどうか。名寄市中心市街地活性化の事業の今後の進め方などにつき具体案があればお示し願ひしたいと思います。

次に、風連市中心市街地再開発事業につきお伺ひいたします。この事業の大筋の案が示されましたが、この中の保健センターの概要がよくわかりません。保健センターの風連支所としての位置づけをされているのかどうか。この施設での利用はどのようにお考えなのか。高齢者たちのために集い

の場、憩いの場としての施設を含めた全体像をお示し願いたいと思います。この施設は、診療所、機能訓練などを含めた施設にするべきであり、高齢者向けの施設と考えます。これらについてもお伺いいたします。

次に、今後の取り組みとして市街近くに望んでいる施設、福祉住宅の建設予定と建設場所についても計画があればお伺いいたします。また、これらの施設の中に示されていない公衆浴場のことで、私は何度かお話をさせていただいておりますが、このお考えが全くないのかどうかお伺いいたします。話し合いをして、検討し、施設と運営を別々に分けた経営を指定管理者制度などを利用した考えがあるのかどうかお伺いいたします。せっかくこれだけの施設で、道北の模範施設であり、道北のモデル市街開発事業として注目を浴びていることは私が申し上げるまでもございません。ここで少々予算を計上してでも取り組むべきであり、後日悔いの残らない施設に取り組むべきと考えますが、この辺についてもお伺いいたします。多くの高齢者の方々が希望を持っております。設計変更してでも取り組んでいただきたいと思いません。私は、まだ時間があるのでないかと思いません。お考えをお伺いいたします。

次に、合併するときの約束事の一つで、風連小中学校の新設建設の予定についてお伺いいたします。この件につきましては、先日から代表質問などで質問されておりますので、多くのことは申しませんが、そこで建設予定はいつごろまでに結論を出されるお考えか、また建設される時期と今後の予定などについてお考えをお伺いいたします。近ごろ学校建設の話は別として、大型店舗の話ばかりをよく耳にします。小中学校の生徒はもちろん父兄や住民の方々が不安を感じております。このためにも一日も早くこの建設予定を示すべきだと思います。考え方をお伺いいたします。

最後に、風連の東運動広場の整備事業についてお伺いいたします。前回のときも一般質問させて

いただきましたが、今年度の予算の中に明示されていないような気がいたします。どうしてそうなったのか、その後の経過についてお伺いいたします。ゲートボール場を使用しなくなってから何年も経過しております。トイレ、駐車場、あずまやなどの整備がなされ、パークゴルフ場も9ホールは整備されております。多くの住民の方が楽しんでいる現在、使用していないところのゲートボール場だけが目につきます。一日も早く9ホールの新設に取り組んでいただきたい。東運動広場の整備をしていただきたいと思いません。利用されている愛好者の方、高齢者の方々は、会員が110名以上いると聞いております。老人クラブの方、近くに住んでいる方や御婦人の方、また交通安全大会、多くの大会をこの場所で行っていることは私が言うまでもございません。高齢者の方々の心情を考えると、一日も早く整備をしてあげていただきたいと思いません。私は、それほどの費用はかけなくてもできるのではないかというふうと考えております。また、隣の砂利わらのグラウンドゴルフ場18ホールも含めて整備をしていただきたいとあわせてお願いするものでございます。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま村端議員の方から大きな項目で2点の質問でございます。1点目につきましては私の方から、大きな項目の2点目の（1）と（2）につきましては経済部長より、（3）は建設水道部長より、（4）と（5）につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

大きな項目の過疎計画の経過と今後の見通し、さらには過疎債の充当状況及び今後の予定についてお答えをさせていただきます。過疎地域の指定は、過疎から脱却し、地域の自立を図ることを目的に策定する計画でございます。旧風連町におきましては昭和45年5月に、また旧名寄市には平

成14年4月に指定をされたところでございます。合併によりまして平成18年3月27日に新市としても過疎指定を受けまして、新たに過疎地域自立促進市町村計画の策定が必要となり、合併前の両市町が策定をしていたそれぞれの計画を、また市町村合併協議会が策定をいたしました新市建設計画を踏まえまして、名寄市過疎地域自立促進市町村計画を平成18年9月の第2回定例会におきまして議決をいただき、決定をしたものでございます。この計画期間につきましては、合併前と同様継続性があるため、平成17年度から21年度までの5カ年としております。この5カ年間の概算事業費合計におきましては約300億7,000万円、事業数にしまして165本を登載している計画になってございます。

具体的な部分でお答えをさせていただきますけれども、平成17年度の実績でございますが、これは旧風連町、旧名寄市合わせまして総事業費、登載事業でございますが、59億3,774万9,000円、事業数にしまして92本の事業を登載しているところでございます。そのうち実施の部分につきましては、建設土木関係で事業数7本、5億295万円、生活環境関係で事業本数8本、事業費で6億7,371万8,000円、福祉関係では事業数1本、事業費で298万2,000円、事業本数16本でございます。新市になりましてから18年度の見込みということでございます。これにつきましては、総事業費におきましては54億4,112万4,000円でございます。内訳といたしましては、建設土木関係で事業本数7本、3億8,517万2,000円、生活環境関係で事業本数6本、5億2,191万4,000円、福祉関係は事業がございませんでした。19年度の予定でございますけれども、登載事業総事業で48億4,692万4,000円、事業本数96事業でございます。そのうち建設土木関係では事業数3本、事業費で5億6,128万4,000円、生活環境関係では事業数2本、事業費で3,494万3,000円という

ことになってございます。

また、過疎債の充当でございますけれども、平成17年度は、合併前でございますけれども、両市町合わせまして5億8,960万円、内訳は旧名寄市が3億5,690万円、旧風連町におきましては2億3,270万円でございます。平成18年度は6億2,390万円、19年度は3億5,890万円を見込んでいるところでございます。

なお、過疎債につきましては、償還期間が12年ということでございますが、合併特例債と比較いたしまして短いわけでございます。今後合併特例債の活用を優先しながら、対象事業の内容に応じて過疎債との整合性を図りまして、総合計画の進行管理と連動をさせ、計画の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きな項目の2の1点目と2点目についてお答えを申し上げたいと思います。

初めに、コンパクトなまちづくりの計画はということのお尋ねでございます。コンパクトなまちづくりとは、平成2年ごろヨーロッパで考えられてきた都市計画設計に関する理念や思想で、コンパクトシティと言われております。日本では平成12年の大規模小売店舗立地法や地方分権一括法が施行されたところから使われ始めていると思っております。高度経済成長期を契機といたしまして車社会となり、土地の権利関係の複雑さや地価の高騰などによってまちの形態が郊外へと拡大していき、そのことと相まって中心市街地の空洞化が進んでまいりました。一方、郊外におきましても無秩序な開発で、スプロール現象というふうには言っておりますけれども、これにつきましては虫食い歯抜け状態を指すものでございまして、そういった現象が発生し、環境や農地保護の観点からも大きな問題となってまいりました。また、道路、上下水道などの公共投資の効率を悪化させ、

膨大な維持管理費が財政に打撃を与えてまいりません。このような状況の中で、日本は少子高齢化と人口減少が始まりましたので、これ以上のまちの拡大を抑え、できるだけ都市基盤を縮小し、交通弱者が歩いて住めるコンパクトなまちづくりが必要とされてまいりました。名寄市総合計画の基本構想ではコンパクトなまちづくりを都市機能の集積、コンパクトな市街地の形成と表現していますが、その考えは同じであり、名寄都市計画で定めている市民が主に居住する区域、商業活動をする区域、工場や流通活動の区域などの用途地域に沿った本来の土地利用を図ろうとするものでございます。その整備計画手法の一つとして、商業では中心市街地活性化基本計画が挙げられているところでございます。

2点目につきましてお答えを申し上げますが、旧名寄市の中心市街地活性化事業の取り組みでございます。中心市街地活性化基本計画につきましては、平成12年5月に策定され、これまでハード、ソフト事業でアーケードの新設、街路灯、カラー歩道、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業などが実施され、多くのことに挑戦してまいりました。これからも市民との協働によって事業推進をしていくよう努力をしてまいりたいと考えております。

また、平成19年度からの新名寄市総合計画においても快適な居住環境のための都市機能集積を行い、中心市街地のにぎわいづくりに向けて具体的には店舗事務所の近代化事業、コミュニティー事業、バスターミナル、コミュニティーホールなどを含めた複合交流施設など魅力ある市街地の形成やコンパクトシティーの考え方が取り入れられ、駅前開発事業につきましては市民の意見を聞き、鋭意取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

中心市街地の樹木につきましては、商店街区におけるモール化事業で取り組んだものでございまして、潤いと憩い、緑の空間が心休まるものとし

て好評であります。育ち過ぎている箇所もありますので、剪定など街路関係にも目配りをしてまいります。

町中整備の新たな取り組みにつきましては、今若手民間の数団体が構想を持ち、いろいろところで研究、勉強がなされているというふう聞いておりますので、近い将来協議が調えばお披露目になるものというふうと考えているところでございます。

以上、2点についてお答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2番目でございます。3点目の風連地区市街地再開発事業の一部見直しにつきましての保健センターの概要についてお答えを申し上げます。

保健センターにつきましては、担当部署による合併協議におきまして事業等を含め名寄の保健センターに集約することとしておりまして、風連地区市街地再開発事業での建設は計画をしております。しかしながら、風連地区におきましても65歳以上の方が1,700人ほどおられますし、介護予防特定高齢者は推計で80人ほどおられると見込まれております。これからも元気に自立をして生活ができますように生活機能の維持向上と自立支援に重点を置き、介護予防事業を中心としたリハビリ訓練等を行え得る施設を診療所に併設する計画でおりまして、現在内部の協議を重ねているところでございます。

お年寄りの集い、安らぎの場等につきましては、農協施設と一体的に整備をする地域交流センター内にショッピング等の合間に休めるようなロビーと、仮称ではございますけれども、ふれあいルームを設けまして、小さな子供からお年寄りがくつろげる空間を計画をいたしております。なお、昭和45年に建設の老朽化しておりますコミュニティー施設の母と子と老人の家の機能も将来にわたりますはこの地域交流センターに含め、統合してまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉住宅の建設予定につきましてお答えをいたします。市街地再開発事業では、共同住宅について協議検討を行っているところでありますけれども、福祉住宅につきましても平成19年度策定予定をいたしております住宅マスタープランにおきまして市街地再開発事業との整合性や市民の皆さんの意向調査などを行わせていただきまして、高齢者も含め総合的に検討をさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、公衆浴場の新設についてのお尋ねでございます。本事業区域内に公衆浴場を設置してとのことでございますが、議員も御承知のとおり、名寄市におきましては名寄温泉サンピラーやふうれん望湖台センターハウスなど集客力の増加に向けて努力をしているところであります。これ以上行政が新たな浴場施設を抱えるのは非常に難しい状況にあるというふうに考えております。また、現在のところ民間によります公衆浴場の整備計画もない状況でございます。どうぞ御理解のほどをお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大きな項目2、総合計画の前期事業についての（4）と（5）についてお答えいたします。

初めに、（4）の風連中央小学校、風連中学校の校舍新設時期予定についてでございます。学校施設の整備につきましては、平成19年度中に学校教育施設整備計画を策定し、今後の施設整備の方針、目標等を明らかにしたいと考えております。この計画は、老朽危険校舎の改築、または大規模改造と昭和56年以前に建築された学校施設の改修、補強等による耐震化を図ることを目的に策定するものでございます。また、国の安全・安心な学校づくり交付金制度による補助を受けるためには、この計画が必須の条件となっております。計画策定に当たりましては、20年、30年先を見据えた学校配置のあり方を基本に市の財政状況な

どを勘案しながら、老朽施設の改築、改造事業と耐震化事業をどうバランスよく進めていくかという、そういう視点を持つことが大切であると考えております。そこで、同じく平成19年度に行います小中学校適正配置計画の検討、策定と並行しながら、策定作業を進めてまいります。風連中学校の改築につきましては、新市総合計画の前期5カ年の中で取り組む事業とし、学校教育施設整備計画の中でも優先度の高い位置づけで検討してまいります。また、その具体化に向けて建設位置検討のための重要な要素でもあります風連地区における小中連携教育の取り組みについても可能な限り早い時期に検討を行い、小中連携教育から小中一貫教育への展望なども含めた今後のあり方について検討を重ねる中で、風連中央小学校の整備についての方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、風連地区東地区運動広場の整備についてでございます。現在風連東地区運動広場には芝の本格的な9ホールのコースとグラウンドゴルフ場跡地を利用した18ホールの簡易コース、合わせて2コース27ホールのパークゴルフ場があり、風連地区の市民に多くの御利用をいただいているところでございます。このうち芝の9ホールのコースにさらに9ホールの増設をとの御提案であります。御承知のとおり風連地区天塩川河川敷でございます27ホールのパークゴルフ場に今年度新たに18ホールのコースが稼働いたします。また、その次年度にはさらに18ホールのコースを増設する計画もございまして、これらも含めまして風連地区のパークゴルフ場は大幅に施設整備が進むものと認識しているところでございます。このため東地区運動広場のパークゴルフ場の増設は、風連地区にある他のパークゴルフ場の整備、利用状況を見ながら、関係団体や利用者の御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

また、グラウンドゴルフ場跡地の簡易パークゴルフ場は、風連パークゴルフ愛好会の自主管理で

運営しているところでございますが、会員の方が御高齢になってきており、コース管理をすることが難しい状況にあるとも聞いております。御存じのようにこの簡易コースは、旧風連町時代に陸上競技場用地として確保していたところですが、風連体育協会から陸上競技場の要望を断念し、スポーツ施設用地として確保願いたい旨の申し出があり、現在に至っていると聞いております。この用地の整備計画につきましては、旧風連町の総合計画の最終年次である平成22年度に計上されており、新名寄市が引き継いでいるところでございます。この整備計画の素案では、芝の運動広場ということでありますが、新名寄市総合計画の後期計画にも位置づけられておりますので、今後どのように整備すべきかも含め、利用者、関係団体とも協議を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） いろいろと項目別に答弁をいただきました。私が何度ここで連続して一般質問をしているかということは、合併前から風連の住民は合併したら名寄に吸収されるぞと、風連の言うことなんか聞いてくれないぞというような多くの住民の方々がやはり名寄と合併することに反対の方がいたことだけは事実です。その中の大きな声がやはり名寄に吸収されるようなことのないように頑張れよという多くの声も耳にしております。私は、名寄の議員さん、理事者の方は優しい方で、私がここで言っても理解をしていただける、自信を持ってこのように毎回質問をさせていただいて、先般から厳しい財政状況の中で私がおこがましく、心痛んでおりますけれども、風連の住民のことを考えてここで再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に今教育部長の方から話しされましたパークゴルフ場の9ホール、これと天塩川のパークゴ

ルフ場とは全然質が違います。天塩川のパークゴルフ場は、健康な方、車で行く方が多く望んで行っているわけです。そして、あそこで腰を痛めたり、やれないお年寄りたちは多寄行っているのです。多寄行ってゴルフをやっている方が何十人もいるのです。せめて近くのところに皆が楽しんでやれる18ホールをつくっていただきたいというのがお年寄りたちの念願なのです。先ほども言いましたように、ここで楽しんでいる会員が110名以上もいるのです。その方が待ち望んでいる9ホールのゲートボール場をつくったところの9ホールを土盛りするのに幾らかかるのか見積もり立てて話をしたことがあるのかないとお伺ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） パークゴルフ場見積もりなどはまだやったことはございません。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ここで冗談で言っているのではないのです、質問しているのは、やってほしいと思うから、声をからして言っているのです。であれば、見積もりを立てて、これだけのお金がかかるからできないのだとかできるとかという決断を下すのが担当者の責任ではないのですか。私は、やはり100名以上のお年寄りたちがここをつくってほしいよねと、楽しくやりたいよねと切実なお願いを聞いているから、ここで代弁しているわけなのです。このことをわかっていただけるのであれば、6月の議会までにこの辺をやっていただけるか御返答願ひます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども言いましたようにパークゴルフ場確かに市街地に近くて、お年寄りの方が利用しているというのは私どもも十分承知しております。私も現場に行ってきておりますし、状況はよく知っております。ただ、名寄市全体を考えましたときにパークゴルフ場18ホールことし完成いたします。また、その後で18

ホールもつくります。そうすると、風連地区だけで既存のものも入れますと90ホールになるということになります。ですから、確かに市街地区にあったら車のないような方については利用しやすいということで十分わかっておりますけれども、全体計画の中でいいますととりあえず天塩川河川敷の利用状況などを見てから判断したいということですので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 全然意味がわかっていないような気がします。名寄には緑丘もあり、天塩川河川敷もあり、4カ所も5カ所もあるので。名寄市全体を考えたパークゴルフ場ということは、風連にはまちの近くにあそこに駐車場からトイレからあずまやから全部設備ができています。新しくつくるのではないのです。そこに9ホールでゲートボールをやっていた、お年寄りが楽しんでた9ホールだけをつくっていただきたいと、こういうことなのです。18ホールのグラウンドゴルフ、あんなの砂利わらです。パークゴルフのあれを持って行って、傷むから使えないと行って、しかしせっかくあるのだからあそこで愛好会の方々が草刈りをしたり、手入れをして、少しでも楽しんでいただけるように無理してやっているのです。あの18ホールは、パークゴルフ場ではないのです。あそこに私も議会出てから土間つき体育館とか陸上競技場とか体育協会の方々といろいろ折衝して話したことは事実です。そこで、せめて18ホールつくりたいのだけれども、ゲートボールをやっているお年寄りたちがせめてゲートボールの大会ぐらいやりたいのだということでゲートボール場をつくったこと事実なのです。もうそこを年代やら時期が来たわけですから、そのゲートボール場の9ホールだけを芝植えてやっていただきたいと。そんなに何千万円もかかってやるような工事ではないのです。それを天塩川でやるから、これに質疑して、しないということ、そんなことは年寄りたちがああ、そうですかと、

そんな優しい年寄り余りいないのです。何でできないのと、これぐらいのことがやれないのと。1,000万円、2,000万円のことでこの工事ができないような名寄市なのかと我々に言われるのです。天塩川の36、27あるコースとこれと一緒にしていただきたいくないのです。私が先ほど言いましたように、どうしても早急にやっていただきたいというのが高齢者の皆さん方が、またあそこで大会やっている方々が、老人クラブの方々も望んでいるわけです。もう少し前向きな返答をいただきたいのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議等のことも関係いたしますので、私どももこのことにつきましてには村端議員おっしゃるとおり二つのパークゴルフ場の性格、役割、それをどうするかということで合併協議でもお話をさせていただきました。しかし、既に旧風連町としてパークゴルフ場の位置はどうあるべきかということを検討して、現在に至っているというふうに思っております。これから増設をいたします天塩川の18ホール、このときもやはり一括の計画であったというふうに聞いておきまして、したがって旧風連町の中におけるパークゴルフ全体的に位置も含めまして2カ所に分かれて、2カ所でパークゴルフを実施をすると。風連町民だけでなく、多くの近隣の町村からも来ているというふうに聞いておりますけれども、それも含めてこの2カ所でパークゴルフをやるのが今やられれば最大だというふうに聞いておりましたので、先ほど今教育部長の方から話があったとおり、当面はこの形の中で推移していくべきでないかというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 村端橋議員。

○28番（村端利克議員） いつまでたっても平行線でございますので、余り言っても私も血圧が上がってしまうので、余りこのことはあれですけども、どうしても9ホールだけは早急にやって

いただきたい。これが線路東の住民、町中のお年寄りたちが望んでいるわけですから、この望みをかなえてあげていただきたい。このことを早急に、できることなら6月議会までに間に合うように予算を組んでいただきたい。せめて見積もりだけでも出して検討していただきたいと、このことを望んでおきます。

次に、小中学校については、先日からいろいろお話がございましたので、理解しておきます。

次に、中心市街地の公衆浴場についての取り組みについて、このことについては私は前回も申しました。やはりリハビリ教室、機能訓練、診療所に通った方々、昔のようにタオル1本持ってふろ行ってくるわというようなことは今はもう時代ではない、終わっています。やはりあそこ行くと楽しくだれかと会えるよと、あの人と会って話もできる、対話のできる場所が欲しいわけです。そうすると、この施設に来て対話をする、おふろでも入って帰ろうかというような方々は私は多くいると思うのです。

ちなみに、これは全員が風連の人ではございませんけれども、望湖台でも17年度で6,480名、18年度で6,900名、多寄の日向温泉に3,900、約4,000人近く、18年度もそのぐらいの方が行っている。このほかに士別のまちの中の美し乃湯、あそこ等をそれぞれ日帰り、泊まりで行っている、入浴してくる方々多くいるわけです。我が家にふろがあるからということだけでなく、この中心市街地のモデル地区として、道北の名寄市の南玄関口として見本となる、手本となるようなこの場所にせめて浴場ぐらいはつくっていただきたいなど、欲しいなというのが住民の多くの方々の願いなのです。この点について詳しく、この浴場については廃止したときからの関連もございまして、小室助役はよく御存じだと思いますので、あこのころの浴場をなくしたときとは違うのですから、その辺をよく理解されて御答弁を願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

公衆浴場の新設のお話でございますけれども、現在では各戸に内ぶろが備わっておりまして、一般的な家庭の浴場は備わっているということでございますが、今お話しの内容は憩いの場としての浴場、あるいはお話のとおりコミュニティーの場としての浴場の設置をという、そういう御意見でございますけれども、御承知のとおりこの場合は一定の大きさや空間、あるいは設備等の確保が必要ということでございまして、市街地再開発事業の中での設置には、御答弁重複しますけれども、事業費、あるいはその後の維持費の関係もございまして、設置をするというのは大変難しい状況というふうに考えております。ぜひ御理解のほどをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 先ほども言いましたように、家庭にはおふろどこでもついています。しかし、家庭でも年代が違います。お年寄りが先に入ったら、若い人は入りたがらない、そういう家庭が多いのです。そうすると、お年寄りたちはよそ行ってふろ入ってこようと、そしてまた楽しんでくるという方が今多く見られるのです。遅くなって、一寝入りしてからおふろに入るお年寄りたち、せめてこのまちの中にふろがあったらいいよねと、つくってほしいよねと。せっかくお金をかけるのだから、こういったことを考えてほしいよねという、私も年寄りの方ですから、そういう声は往々にして聞くわけです。どうしても先ほど建設水道部長がおっしゃったように時間的な余裕がない、そういった計画を出される時期も来ているということは十分百も承知しております。しかし、後日このことを設計変更してもできるのか。また、3階、4階の下を使わないで屋上の方にそういった施設ができる、設計変更してもやれる可能性があるのかないのか、この点も

含めて御答弁を願います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 本事業は、本格的には19年度、明年度ですけれども、事業に着手するというところでございます。いろいろと御議論いただいているところでございますけれども、幾らでも事業費をかけて推進をさせていただくということにはならないというふうに思っております。つまり一定の事業費の中で、本当に効果の上がる事業の推進をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。議員おっしゃるようなふろもあれば、そしてまたこれもあれば、あれもあればということに備わっているのが一番よいわけでございますけれども、今申し上げましたような状況下ではふろにつきましては、精査をさせていただいておりますけれども、公衆浴場につきましては設置は非常に難しいと。仮にどうしても公衆浴場の設置を優先をすべきであるという、そういう御意見で統一がされた場合には、他の施設の割愛ということも視野に入れて検討するということもあり得るのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、重複になりますけれども、できるだけ少ない事業費で将来の風連地区の基盤づくりをしっかりとしていくという、そういう効果の上がる事業をさせていただきたい、そんなふうに思っておりますので、公衆浴場のお話につきましては御理解いただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） そのことは理解しないで話しているわけではないのです。先日からこの合併債を有効に活用するには風連ばかり偏りしているのではないかとこのような御意見もありましたけれども、せっかくなので施設ですから、やはりつくってよかったなどだれが見ても、こういう施設で、来て感じもいいし、モデル地区として風連にできたと、新名寄市の南玄関口にこうい

ったことができたという施設がほかから来てでも入浴をして帰っていただけるような、そういう施設にすることが私は好ましいのではないかと、そういう感じもいたしますので、どうしてもここで返事をせいということではございません。とりあえず十分に検討していただいて、このコンパクトなまちづくりの見本として風連にこの施設をつくるわけですから、モデル地区としてほかの町村から視察に来られても恥ずかしくないような施設に立ち上げていただきたいというのが私の願いでございます。どうかこの辺ももう一度十分に検討されて、前向きにさせていただきたいと、このように感じております。

次に、福祉住宅についての建設予定でございます。町中に公営住宅の30戸予定はこの中心市街地にされておりますので、あえて今すぐどうのこうのではありませんが、診療所の跡地、それから旧役場の跡地、まちの中にはそれとなく跡地があります。そういったところに今後福祉住宅の建設に前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてももう一度お伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 先ほどもお答えをさせていただいておりますけれども、19年度に、明年度でございますけれども、住宅マスタープランの策定を行います。その中で、お話の福祉住宅につきましては検討させていただきたいというふうに考えております。

なお、マスタープランにおきましては、管理戸数をどのように定めていくのか、あるいは風連地区、名寄地区の管理戸数の配分、適正配分はどうするのか、それから関連でございますけれども、議員おっしゃった福祉住宅機能を持ったまちなか居住の推進と、こういうような課題があるというふうに考えております。シルバーハウジング、福祉的な建物につきましては、通常シルバーハウジングというふうに言っているのですけれども、これは高齢者の日常の生活に配慮した住宅ということ

です。例えば手すりがある、あるいは段差がない、それから緊急通報システムが備わっているという、そういうハードとしての住宅の設備、それからもう一つは生活援助者、これはL S Aというふうに言っているわけですが、の方による日常生活の支援ということでございます。生活指導や安否確認や緊急時の連絡という、そういうソフトとしての福祉施策が備わった住宅ということが一般的に言われています。少しつけ加えた説明になりましたけれども、この福祉住宅、シルバーハウジングも含めて住宅マスタープランの中でぜひ検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、福祉の關係に関連して、ケアハウスの建設がこの計画書には項目としては載っているのです。合併のときにも名寄市にケアハウス、風連にあるようなものを立ち上げたいという経緯がありました。この点について計画があるのかないのか、またいつごろ建てる建設予定があるのかどうかお伺ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） ケアハウスの建設につきましては、新総合計画におきまして後期計画の中で取り組むことで位置づけがされてきております。実質的な動きにつきましては、それに合わせて検討してまいることになるというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 合併のときからの話で、ケアハウスは風連で50床のを今現在爽風会が運営してやっております。やはり同じような施設を建設されるのであれば、同じ名寄市の中ですから南の風連につけていただきたい。名寄に新たな施設をつくとそれだけの経費が余計かかるのではないかと、このように思いますので、この建

設についてはぜひとも今の風連にあるケアハウスに隣接してやっていただきたいと。これは、まだ後期ということですから、ことし、来年ということではなさそうでございますので、要望しておきます。

最後に、風連の中心市街地開発事業に取り組んでいる、先般申しましたが、駅前開発が残されません。中心市街開発はできても、駅前の農協の駅側の用地はそれほどございせんが、道路が1本、どうしてもあそこで南北線を通さなければならぬ道路がございせん。農協の倉庫も、それから一部個人の住宅、一部個人の倉庫なども影響してくることは間違ひございせん。この辺の中心市街地活性化と並行して駅前開発に取り組んでやられるのかやらないか、この辺についてお伺ひしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 初期のときは、本事業の中に取り込んで行え得るという、そういう想定をしておりました。しかし、地権者意向の調査、確認をさせていただく中で、どうしても道路用地に接する地権者の方が事業参加できないという結果になりましたので、地区として包含することが難しいということで、結果分離をするということになりました。しかし、風連地区の駅前にはこのような事案のこのような課題があるということをしっかり認識をさせていただきまして、駅前の事業とは並行ということにはなりませんけれども、課題を認識しながら、行うとすれば他の事業の他の補助制度等も調査をしながら行っていくということになるかと思っておりますので、しっかり認識をしながら、課題は残っているというのを認識しながら、並行にはなりませんけれども、事業を進めさせていただきたい、そんなふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 並行してできないということは理解してわかります。また、別な角度

で検討しなければならぬことはわかりますけれども、駅を乗りおりする方々、余りもどのような多くはございませんけれども、やはり駅から向けてまちの中が変わったよと。しかし、駅前のこの通りが何なのと言われるようなことをやったら、歯抜けになって、せっかくやった事業が死んでしまうような気がするのです。やはり駅前のこの道路を完成させ、そして中心市街地の道路も完成させることがどこから来ても、見ても形のいいものでないか。奥の方でやっていないというのならわかりますけれども、目抜き通りの駅前のすぐ前は工事を後回しにして、こっちはできたけれども、ここはまた後だよというようなことには私は住民の方々は納得しないと思います。やはり引き続き並行してこういったことを取り組んでいただきたいと思いますが、最後にもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 同じ内容になるわけでございますけれども、しっかりと整備をできるように準備をしながらということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

協働のまちづくりについて外2件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次御質問をいたします。

1点目は、協働のまちづくりについてであります。市長は、市政執行方針の中で直面する課題解決に向けて次の3点の政策に重点を置いて市政運

営に当たりますと述べ、最初に市民と行政の協働を掲げました。協働の原理、原則については、新しい総合計画の基本構想を議決したさきの臨時議会で情報の公開と共有が基本という点で一定の見解が一致したものと解釈させていただきました。

この協働という言葉が声高に叫ばれるようになったのは、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災であることは御承知のとおりです。地震によって大きな犠牲者を出すなど被害に遭った神戸市では、平成16年10月1日に協働に対する具体行動を盛り込んだ神戸市民による地域活動の推進に関する条例を施行しました。市民と市との協働と参画によるまちづくりを推進し、市民の知恵と力が生きる個性豊かで活力にあふれた地域社会の実現を図ることを目的とした同条例では、市民、地域組織及びNPO、事業者、市、市職員の役割を明記しています。特にこの条例では市の役割、第6条3項で、市は市民みずから地域における課題について考え及び行動することができるよう市政に関する情報の公開及び提供を図り、市民と市の情報共有に努めなければなりませんと定めています。また、上川管内では富良野市で情報共有と市民参加のルール条例を定めております。市長は、執行方針の中でこれらの役割を担う自治基本条例の制定に意欲を示しておりますが、協働をより具現化、体系化するためにこの種条例の制定が必要と考えますが、御見解をお伺いします。

また、国連支援交流協会では近年協働の評価、評価のシステムの必要性を求めています。都道府県段階においても確立したものとはなっていませんが、協働をかけ声に終わらせないためにもなぜ協働を行うのか、ふさわしい協働の形態を選択できるのか、協働事業の妥当性、協働の相手方の選択方法など、これまでにない評価項目であります。協働事業をさらに充実したものにするため不可欠と思いますが、行政情報の公開と共有の基本的なお考えを含め、お答えをいただきたいと思

さらに、新しい名寄市市民憲章においても自分のまちに誇りと責任を持ち、みんなで話し合いながら住みよいまちをつくりましますとうたわれていますが、みんなで話し合いながらをどのような手法で具現化させようとしているのかお伺いします。

私は、市民一人一人が協働の意義、目的、役割などをしっかりと確認し合い、市民と市がお互いの役割を尊重し、ともに課題解決に協力して取り組む関係を築き、ともに考え、ともに汗を流すまちづくりが今後の名寄市には不可欠と考えます。真の協働のまちを構築し、真に一つの名寄を創造するとともに、名寄市だけではなく近隣市町村を含めて厳しい諸情勢の中にあってもともに生きる共生のまちづくりが大切と思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、用途地域指定と建築制限条例についてお伺いします。指定の経緯などについては、過去2回の議員協議会、3回にわたる市民説明会を実施しており、詳細は避けませんが、基本的な考え方についてお伺いします。まず、今回は従前の徳田地区工業地域に特別用途地域を設定することとしております。都市計画法において想定される用途地域は、全国一律の建築用途制限であります。特別用途地域は地域の実情に即してきめ細かく規制していくためのもので、用途地域に上乗しする形で特別の目的のために用途制限を加重あるいは緩和するというものです。つまりこれまで市長が説明してきた商業施設の分散を避け、徳田地区の工業地域をできるだけ本来の工業施設立地地域の姿に戻すということがこの特別の目的に当たるとお考えなのか。例えば埼玉県旧与野市では商業地域を与野カーディーラー通り特別用途地域に指定しているほか、山形県山形市では準工業地域を特別業務地区に、長野県岡谷市は第2種住居地域を水辺体育地区とするなど、従前の用途地域指定をまさに特別の目的のために活用しています。名寄市のように従来の制限の上にさらに同じような制限を鉄の網として実施しようとするのは全国でもま

れな取り組みとと思いますが、御見解をお伺いします。加えて本来の工業地域とした場合、ホテル、旅館、幼稚園、学校、病院などの建設は認められないこととなりますが、旧風連町と旧名寄市の中間地帯であることから、新たなまちづくりの可能性も否定するにはならないのかについてもお伺いします。一方、建築制限条例の目的についてもこの際明確にお知らせください。

いずれにしても、個人の財産にさらなる規制を加える用途地域の指定、住民合意の形成はこれまでの住民説明会、今後の公聴会開催でクリアされると判断されているのかもお伺いします。

道は、昨年8月、大規模集客施設の立地に関するガイドラインを策定しました。その中で今回のゾーニング手法は、第1章、策定の背景にある公平性、透明性の確保が図られていると判断されているのか。また、第2章にある策定の目的に盛り込まれた地域貢献について今回出店計画を持つ大型商業施設のこれまでの地域貢献についてどう評価されているのか。第3章、市町村におけるゾーニングの活用などでは、同活用については土地利用や将来の動向を見て、さらなる用途の規制をすべきと判断した場合としていますが、市としては徳田地区の土地利用及び将来動向をどう判断したのかそれぞれお伺いします。

最後に、医療の充実についてであります。市立総合病院については、精神科医師の確保という重大課題もありますが、4月から24時間診療体制となる小児科を初め、さらなる充実が期待される所です。その中であって、執行方針では診療と看護体制の充実に努めるとしてはいますが、具体的にどういう内容を検討されているのかをお知らせいただきたいと思います。

また、診断群分類別包括評価、いわゆるDPCは、現行の医療制度が初診から検査、治療などの医療行為を個々に評価し、診療報酬を決める出来高払いから患者1人に対する初診、入院から退院まで一連の医療行為を一括して評価し、必要な医

療費を原則事前に患者に提示する定額診療制度となるもので、道内では16病院が導入しています。しかし、クリニカルパス、治療計画書の作成、看護師も患者に治療内容を説明できる体制の構築と情報の共有化、言葉の統一などで一定の時間がかかると言われておりますが、実施に向けてのスケジュールをお知らせいただきたいと思っております。さらに、一方では定額ゆえに本来受けるべき診療が受けられないのではないかと懸念する声や同制度では入院中の患者が別の病気にかかった場合は病院側の負担となるためコストの安いジェネリック医薬品などで対応するケースもあるようですが、基本的な考え方をお伺いします。

厚生省は、2012年に全国の介護型療養病床13万床を全廃し、居住型に転換する方針を打ち出しました。介護型療養病床を取り入れている東病院についても現病床を転換するなどの対応が必要と考えますが、同病院の将来像についてお伺いし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 佐藤議員から大きい項目で3点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長より、3点目につきましては病院事務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の協働のまちづくりについて、最初に条例制定についての御質問をいただきました。自分たちのまちには本当はどんな条例が必要なのかを考えてみますと、それぞれのまちがそれぞれの実情に合わせ条例を制定していると思っております。名寄市は、合併を機にして市民主体の新しいまちづくりを考えて、自治基本条例の制定を考えております。今後市民の皆さんと自治基本条例の制定に当たるわけでありましてけれども、市民主体のまちづくりの基本原則であります情報の共有、市民参画、協働などをキーワードに、まちづくりを実現するための役割、制度、仕組み、政策を定めた

条例の制定を目指しております。

次に、情報の公開と共有の基本的な考え方についてであります。市政の市民参画、協働のまちづくりを進めるためには、その前提としてまず市役所の持つ行財政やまちづくりの情報を市民の皆さん方と共有し、できれば共通する価値観を持てるようにすることが大切だと考えております。そのためには情報の受け手であります市民の立場に立って、市役所からの情報提供の手段であります広報紙やホームページなどをより一層充実をさせまして、適切な情報提供と情報公開を行っていかねばならないと考えております。

次に、市民憲章の件につきまして御質問いただきました。憲章の中のみinnで話し合いながらの具体化についてでありますけれども、この文言につきましては検討委員会の議論の中で旧風連町の町民憲章にありました何でも話し合いの文言を生かし、行政と市民、また市民同士が話し合いながら住みよいまちづくりを進めていこうとの思いを込めて策定されたものであります。これまででもできる限り市民の皆さんに直接的、間接的に行政に参加していただき、御意見を聞き、取り組みを進めてきております。この市民憲章の精神のもとに、さらに行政が積極的に出かけていって意見を聞く、話し合いを持つ姿勢が何より重要であると考えております。具体的には市民懇談会や出前トークの開催、また各種委員会委員に市内各層代表の方になっていただき、いろいろな意見を伺うなど、広聴活動の強化が重要であると考えております。

次に、協働で共生のまちづくりについてであります。地方分権の推進の中これからの名寄市のまちづくりは、名寄市を構成する市民、企業、市役所がそれぞれの役割と責任を分担し、力を合わせて行っていかなければならないと考えております。そのためにはお互いを対等の存在として尊重し、まちづくりのパートナーとして認め合うことが大切です。そのような市民参画の仕組みづくりを進めていかなければならないと考えているところで

あります。また、近隣市町村と共通する業務を効率的に行うため広域行政を組織し、消防、環境衛生施設などの運営が行われてきています。中核都市としての役割を踏まえながら、今後も広域的連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2点目でございます。用途地域の指定と建築制限条例につきまして3点にわたっての御質問をいただいております。まとめて御答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、特別の目的でございますけれども、現行の工業地域は土地利用の目的は何ら変更はなく、商業施設の拡散を防ぐために郊外への大型集客施設を規制しようとするものでありますから、特別な目的に当たるといふふうに考えております。

徳田地区を本来の工業地区とした場合、風連との新しいまちづくりに支障とならないかということでございますが、現在も既に工業地域として王子板紙株式会社を初め、空き地はあるにしても多くの工業施設が立地されており、ほかの用途地域への変更は困難であると考えておりますので、風連地区とあわせた新しい都市計画マスタープラン策定の中で工業地域だけでなく用途地域全体で検討させていただきたいというふうに考えております。

住民合意につきましては、都市計画法上ではよいとされておりますけれども、規制を加えるということでもありますから、できるだけ多くの市民の理解が必要でありますので、今後も広報など市民周知の方法を検討していきたいと考えております。

ガイドラインとの整合についてであります。ゾーニングの手法につきましては最初に申し上げましたとおりあらかじめ指定された工業地域を土地利用の観点から大きく変更させたものではなく、公平性、公明性の確保は図られていると判断しております。

二つ目の地域貢献についてでございますが、今回出店計画を持つ大型商業施設におきましては、行政の窓口サービス、託児所、地元情報コーナー、イベントなどが実施されていると聞いておりますが、当市における貢献策は出店説明会の意見を踏まえ、発表になると聞いておりますので、地域によって異なることが考えられます。したがって、現段階では判断することができないものと考えております。

最後に、徳田地区の土地利用と将来動向につきましては、将来的にも徳田地区を工業地域としてまちづくりを行っていきますし、工業施設立地の動きなどがあればインフラ整備も検討していかねばならないと、そのように考えているものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、医療の充実についてお答えを申し上げます。

市立総合病院の将来展望についてですが、診療と看護の充実につきまして申し上げます。地方における医師の不足については、連日のように報道され、抜本的な対策が講じられないまま医師の集約化が進んでおります。小児科につきましては、市立土別総合病院の小児科医師の引き揚げに伴い、4月からは当院に3名の小児科医師が加わり7名体制となり、目下当院の小児科では24時間の診療体制に向けて診察室の準備などを進めているところであります。さらに、循環器内科医が1名増員され、3名体制となりますので、今後診療の充実が図られることとなります。また、新年度からは新たに看護師25名を加えての看護体制で臨むこととなりますが、このほか専門性の高い認定看護師を計画的に育成し、看護の質の向上を図ってまいります。さらに、ICU病棟を増築することで手術後の重篤な患者さんを集中的に治療することが可能となり、安全、安心な医療が図られます。

続きまして、DPCの導入スケジュールについて

てであります。平成19年度のDPCにかかわるスケジュールについては厚生労働省からまだ発表されておりませんが、昨年度のスケジュールを踏襲する形としますと、本年5月に厚生労働省へのDPC準備病院の立候補、説明会を経て、7月から半年間の診療データを厚生労働省へ提出、審査をパスした場合には最短で来年4月からDPC病院として包括点数での診療報酬計算が行われます。現在院内では職員への基礎的な勉強会を開催しているところです。近々医師への専門研修も予定しています。

懸念についての状況ですが、確かにDPCによる診療報酬になると入院した患者様に何もしなければ支出も少なくなります。差し引き収益増になりますが、実際の診療の現場では請求方法がどうあれ医師が患者を治療することにそれほどの変化が生じることはないと思われま。当院は、患者様本位の病院を掲げた医療機関でありますから、本来受けるべき治療を受けられないなどということはありません。

DPC導入による病院側の負担についてであります。例えば手術目的で入院された患者さんが入院中に他の病気を発病した場合などについては、DPCの算定方法では病院側の負担超過にある場合がないとは言えません。そういった場合の対策のためではありませんが、DPCで請求するようになった場合には薬剤のジェネリック化等の経費節減について考慮していかなければならないと考えております。

続きまして、東病院の将来展望ですが、厚生労働省は昨年の医療制度改革で平成23年度末までに介護型療養病床13万床を全廃し、医療型療養病床数25万床を15万床に削減する方針を打ち出しました。また、削減された病床分の患者の受け皿になる対応策として、老人保健施設等の整備を推進しております。厚生労働省は、療養型病床転換先を踏まえた必要施設や利用定員総数を地域的に設定していく内容とした地域ケア整備構想を

都道府県単位でことし秋に策定することにしております。策定に当たっては、地域におけるサービス必要量の推計と全国一律の対応よりも地域特性、事情を踏まえた対応策が示せるよう自治体や関係者の協力を得て検討を進めていく考えです。名寄東病院は、105床を有しておりますが、このうち介護型療養病床が60床、医療型療養病床45床となっております。昨年7月の診療報酬の改定で入院治療の必要が薄い患者の診療報酬が低く抑えられたことから、全廃されることになる介護型ベッドをいつごろどのように転換していくか、その判断が求められております。東病院については、高齢者が安心して療養できる施設として地域医療の一翼を担っているという使命がありますので、的確な情報の収集に努め、早目の対応と的確な判断をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても医療の充実についてはいろんな課題があると思っておりますけれども、とにかく地域住民の命を守る大切なものでありますので、今後も努力をお願いしておきたいですし、あしたまた竹中議員の方からあると思っておりますので、そちらにゆだねたいと思っております。

1、2、協働のまちづくり、用途地域指定の関係で再質問をしていきたいと思っておりますけれども、今任期最後の一般質問でありますので、一つわがままを言わせていただきたいと思います。この後の再質問については、ぜひ今助役と議論をしたいと思っておりますので、今助役の答弁をお願いを申し上げます。

まず、協働の部分、特になぜこれほど情報公開、共有でこだわるかということ、そこで何が生まれるかということ私はやっぱり相互信頼がその中で生まれていくのだなという思いを持っております。今回の一連のポスフルさん、大型店の問題につい

ては、市長自身手順のあれは訴えておりましたけれども、昨日市長も御来賓として出ておりましたけれども、鈴木宗男代議士が来たときに鈴木代議士の講演の中でも今回のこの問題がなぜこんなになっているのかというのは、行司役たる市が先に軍配を上げたことが混乱を招いたのではないかという話をしておりました。それはそのとおりだなというふうに感じておりますけれども、いずれにしてもどうも市民間の感情の対立も生んでおりますので、これをこのまんまいくわけにはいかないと思いますので、その意味を含めて助役と議論をさせていただきたいと思います。

まず、この情報公開のやり方というのは、いろんなやり方があると思うのです。皆さん一番御存じなのは、菅直人厚生大臣が薬害エイズのミドリ十字の血液製剤の関係のときに厚生省でずっとない、ないと言っていた資料を見つけて、それを囲み込まないでまず市民に投げかけると、国民に公開すると。そして、国民議論を得て、ある意味では厚生省としての判断を訴えると、そういうやり方をしておりましたけれども、そういう意味では今回の一連の問題というのは助役自身は正しい情報をしっかり市民の皆さんに提供しているという認識を持たれているのかをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 市政全般の情報のあり方というよりも、むしろ後段の今回の問題というものはポスフルの出店に関する問題というふうに受けとめさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

私ども知り得ている情報、確かに17年の国土法の届け出、これが一つ、16年の公拡法の届け出、これが一つございました。それは、まだ私どもとしては情報の内容からいえば確たる情報のものではないと。事実は事実でありますけれども、確たる情報のものではないと。正式に出店ということで意思表示がありましたのは18年12月

でございましたから、ここは皆さん御存じのとおり市にも、あるいは商工会議所にもそれぞれ出店をする意向を示したということで、情報の提供というよりもむしろ自然的に広がっていくと、新聞報道を通じて広がっていったと、こういうふうになっております。

情報の提供は、私は2通りあるのでないかと思っています。一つは、市に直接入ってくる情報で、それしか入らないもの、もう一つには今後段で申し上げましたように自然発生的に広がっていく情報と、こういうふうにあるのでないかというふうに思っています。市に直接的に入ってくる情報はかなり専門的なものでありまして、これは仕事を進める上で必要なもの、あるいは市民に対しても必要なものもまじっておったと思います。市民に対して必要なものについては、私どもは議会の場、あるいは広報その他手段を通じてお知らせをしているというふうに思っていますし、特に議会の場での議論を通じて広く報道される、近年ではインターネットでライブ中継もされる議会でありますから、それはきちんと従来よりも広い形で情報というのが伝わっていているというふうに思っております。自然現象に流れていく情報については、私どもについてはよりもっと幅広く流れているなと思っています。ただ、行政上必要な情報というのは、きちんとやはり議会、あるいは広報その他の手段を使ってきちんと流しているということでもありますから、今回の場合は非常に短い時間ではありましたが、それぞれの動きの情報というのは的確に市民の皆さんはつかんでいるというふうに判断をしております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 情報と言えないのかもしれないですけども、平成14年3月25日に第4回の名寄市都市計画審議会というのを開催されました、その議事録が手にあるのですけれども、その中で都市計画マスタープランの見直しについてという議題があります。そのときに当時の小栗

建設部長は、大型店舗出店などについて都市計画法で規制できるようになりました。用途地域や特別用途などで規制ができますと。商店街、消費者など幅広い分野で市民からの意見を聞きたいと考えていますというふうに既に都市計のときにそれに着手するのだという姿勢を打ち出しているわけですが、それがなぜこのまま今の段階になっているのかということは助役はどういう認識をお持ちになっていますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 平成14年、つまり大店法から変更がありまして、出店が自由になったというのとあわせて、都市計画法で用途で制限できますよというまちづくり3法の中の改正を受けての都市計画審議会であります。このときには法律的にはこうなりましたという説明をさせていただいているのだというふうに押さえております。具体的にではどのようにするかという点は、まだ都市計画審議会でも触れていないと。例えばこの地区、あの地区というふうに決めて、このところはこういう形で用途制限をしていくということについていない。ただ、情報として法律がこう改正になりましたから、方法としてはできますよというふうにこの都市計画審議会の中でお知らせをしているのではないかとというふうに推察をされますし、また私も当時直接の担当ではございませんでしたが、助役になっておりましたから、その辺の情報については触れております。ただ、議論といたしまして、特別用途地域を指定をしますけれども、その内容についての具体的な議論、非常に難しさがあるということで終始しておりました。今回も規制面積の話で、建築の規制面積の話でどの職種のどの建物のどんな面積を規制するかということがなかなか確立はされていない。したがって、都市計画用途の上での規制はできるけれども、それ以外のことの具体的な手法が確立されていないといいますか、明示されていないので、大変その辺では難しさがあるという判断をしてい

たことは事実であります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） もう一点、相互信頼の部分でお聞きしておきたいのは、市長の報告にもありましたように3月2日、4件の地権者と話し合いが行われました。その地権者に手渡した文書なのですが、この中の文書を読むと例えば今回の特別用途地区の指定は新総合計画に沿ったもので、将来的に商業地域の拡散を防ぎコンパクトで秩序あるまちづくりを進めるためのものであることを御理解いただきたい。その前には総合計画で審議会で決めました、議会でも議決を受けましたと、とても話し合いをするような文書ではなくて、半ば強制、強制という言葉はそこまではいかなないのかもしれないですが、強いサジェスションを行うような文書でありますし、こういう文書が担当者は多分お手紙風に出したのだと思いますけれども、相手の方の地権者の名前が下に、その下に一番最後に島市長の名前、職印もない、そういう文書を手渡して、このときには3月2日10時からグランドホテル藤花というふう書いてありますけれども、実際は8時から徳田会館で行ったようでありますけれども、こういう出てこいというやり方がやっぱりどこか相互信頼を失っているのではないかと思いますけれども、助役はこの手紙というか、文書をどういうふうに受けとめていらっしゃるんですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 地権者とお話しした際も職印がない文書であるということがありまして、手続上の私どもの瑕疵といいますか、そういうものについてはおわびをしたところであります。

ただ、個別に話し合うよりも一堂に会ってお話をしたいと、こういう気持ちでその設定をさせていただきました。できれば徳田地区のどこか個人の家をお借りしてと思ったのですが、それは迷惑がかかるということでありまして、決して出てこいといった意味ではなくて、皆さんと一緒

に、個別に市長と直接話し合うよりも皆さんと一緒に話し合った方がいいという判断でありましたので、そのような措置をとらせていただきました。とり方によっては出てこいというふうにとられますけれども、気持ちとしてはどこか1カ所でお話をしたいと、こういう気持ちでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 次に、今回これをやるために、これをやるというか、去年の風連の都市計の用途地域もそうでありましたけれども、都市計画法とか建築基準法というのは何回か読みましたけれども、ほとんど理解ができないと、専門的な部分があるので。それで、ちょっとその件を含めてお伺いしておきたいのですけれども、コンパクトなまちづくりということが言われております。その中で、特に今回も市長の代表質問の答弁にも若干におわせましたけれども、駅南の市有地に大型店というか、店舗を出店するといううわさが流れております。具体的に名前も、それが合っているかどうかは私わかりませんが、聞いておりますけれども、その駅南というのは地権者は市であります。市としては、今どのような情報を得ているのかというのをお聞かせをいただきたいと。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 私もうわさの範囲ということでありまして、2点の大型店がそれぞれ各寄市の出店を、いずれも企画会社が動いているという情報であります。また、地権者は市だけでなく、JRも地権者に入っているということであります。私どもとしては、情報としてはまだまだ不十分な情報というふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） コンパクトなまちづくりという視点では、ある意味ではあそこに出てくるというのは合致しているのかもしれませんが、今助役はこれまでの説明会で市内の小売店の面積が4万5,121平米であると、その半数に

匹敵する進出は認められないという言い方をされております。その理由の一つに、今の売り場面積で市民の人たちは不足しているのですかという問いかけも再三なさっておりましたけれども、今聞くところによりますとそのうちの1店は5,000平米だというふうに言われておりますけれども、今の言われているうわさの域に正式に答えるのはあれですけれども、5,000平米とした場合今までの助役の発言との整合性はというふうにお感じになっておられますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 大変大きな面積だなというふうに判断をしております、これまた影響があるなというふうに思っているところでありますけれども、今までの私の発言で今質問ありましたけれども、特に市が独自で規制できる方法があるかどうかと。もう一つは、どうしてもできないかとかということなのでありまして、前段説明会などでお話をさせていただいているのは、市が独自で規制できる範囲ということで前段に前提としてお話をさせていただいているということでありまして、例えば今予定されている5,000平米がまちの中に、あるいは東地区でもいいですし、出店する場合、これは新法の中でもその精神に沿っているというふうに判断せざるを得ないというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そうすると、私はいいと思うのです。5,000平米例えば出てきたとき、駅南の5,000平米の店舗、あるいはもう一店出てくるのかもしれませんが。そこと今ある既成のデパートの動線が一つできると。片方では徳田の方に一つの動線ができると。それは、一つのまちづくりの意味では新たな可能性が出てくるのかなと思いますけれども、その辺は今後の動向を見守りたいと思いますけれども、次にポスフルが進出した場合、昨日、一昨日ですか、天文台ができたときの経済効果、大学をつくるときも教育機関に

もかわらず経済効果というのはよく言われておりましたけれども、ポスフルが進出したときの経済効果というのはどういうふうに押さえていらっしゃるのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） ポスフルさんの説明会に私は参加しなかったのですがありますけれども、新聞報道でいきますとテナントも含めまして55億円の売り上げを予想しているということでありまして、したがって、その経済効果といたしましては、名寄市内からもし仕入れがあるのであれば、その仕入れに見合う分の経済効果はあると、一つはそれがあると思います。もう一つは、雇用の関係で、1,000人からスタートして600人、500人と、こうなったのでありますけれども、4時間パートも含めてどのくらいになるのかということこれから計算しなければなりませんけれども、それは一定の成果があるのではないかというふうに思っているところであります。反面成果以外では、やはり今あります名寄市内で年間の小売店の販売額が380億円でありますから、これプラス55億円ということには相ならないというふうに思っていますから、どちらかの売り上げが減少をしていくと、これの逆効果というのも出てくるというふうに思っていますから、まだ詳細、経済効果がどのくらいあるかということは計算しておりません。ただ、プラスもあるし、マイナスもあると、こういうふうに受けとめております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 基本的に私はちゃんとそういうところはしておくべきだと思いますし、例えば非常に変な言い方にとられると困るのですが、ポスフルに電話すると情報公開というのを意外にしてくれまして、例えば今道内では18店で各地の市場との取引をしているそうであります。農産物関係では総額でいうと41億5,000万円、水産関係では57億5,000万円、合わせて99億円を地元の市場から仕入れているそ

うであります。特に道北にある4店を見ますと、農産では5億2,000万円、水産では24億円を地元の市場から入れているそうであります。

また、これは建築基準法を少し読ませていただくと、投資というのは20億円で作ると言っておりますけれども、そのうち例えばコンクリート、これは建築基準法でミキサーに積み込んでから全部作業が終わるまで90分という一定の規制があるそうでありまして、中和剤とかいろんなあれを使うのかわからないですけれども、そうするとほとんど旭川から持ってくるのは無理だと。作業を見ると士別からも無理ではないかと。そうしたら、地元からやっぱりここは入るのだと。それが大体全部入れると4億円から5億円地元にあるのではないかとされているそうであります。

聞くところによると、例えば市立病院の建設のときにあれもやっぱり一定経済効果というのはあったと。それは、建物だけではなくて作業する方の宿泊ですとかホテル関係、旅館関係はほぼ埋まっていたり、飲食関係がよかったり、一部では市病効果、市病景気と言われるぐらいに一定のものがあつたそうでありますけれども、そういうことに期待感を持っている方もいらっしゃる部分はあると思います。そういう意味では、そういう情報もしつかり的確にとらえて私は情報として出してあげないと、なかなか正しい判断、正しい判断というよりも偏った見方だけしか出てこないのではないかという懸念がありますけれども、これらのことについて助役はどういうふうに感じておりますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 特に今まで私たちが議論してきたことは、投資効果、つまり一時的な効果というのは、それは建築にしても建築に携わる人たちのものにしてもあるでしょうと。ただ、長い将来見た場合にはどうなのでしょう。これも予測の範囲内ではありますけれども、例えば他市における大型店の撤退の場合の状況などなど考えられ

るのではないかというようなことも含めて、非常に将来のまちづくりにとっては危険ではないかと。特に商業圏が分散することによる生活の不便さみたいなものが出てこないかと、こういうようなことで、まちづくりの観点から議論をしてきたという経過がございまして、今佐藤議員がおっしゃっておいりました地元の経済効果、それは先ほど言いましたようにプラスもあればマイナスもあると。ただ、前回議論になっておいりました地元の公設市場の調査をさせていただきましたけれども、これは岩見沢の例をとって調査をいただきましたので、佐藤議員4億円から5億円の地元の公設市場との取引というふうに話を聞いておいりましたけれども、市場担当者の方では地域によって、あるいは年によって違いますけれども、直近の例では1億円を切っているということでもありますから、これはいろんな波があるなというふうに考えていまして、私どももこの間答弁でバイヤーさんの見方、こういったもので波が出てきますよということでもありますから、いずれにしても取引をいただいているのだなということ認識をさせていただいています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 岩見沢の公設市場からは農産物だけで、ちょっと私も数字があれだったかもしれない、正式にもらうと1億円だそうあります。岩見沢を含め道央では14億円、7億円ですから21億円ですか、ぐらいを水産関係で入れているそうでありますので、それは一つの。

それと、私がなぜそれを言うかという、ポスフルさんの説明会のときにでも岩内ですか、どこかの店舗が閉鎖するのでないかという話が出ている。実際にそんなことがどうなっているのだという話を聞いてみますと、あそこは営業してから28年経過していて、なぜ閉鎖するのだというところ駐車場がないそうあります。屋上に何台かしかとめることのできない駐車場しかないの、もう機能がある意味ではなくなっているということで、

別に撤退ということではなくて、機能が今の時代に合わないということでの閉鎖でありますので、その辺はきちっと認識をされ、情報として市民の皆さんにも提供した方がいいと思いますし、今回の一連のあれでもそうなのですけれども、例えば用途地域指定、建築制限条例にかかわって、まちづくり3法の方針で市長は難しくなったのではないかと市の判断ということをおっしゃいました。しかし、その際にこういうふうに来る相手方はもう動いていたわけでありましたので、どうなのですかという問い合わせをなぜポスフルさんにして正しい情報を的確に把握しなかったのか、その点についてもお伺いしておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 17年の国土法の届け出以降のお話だというふうに思っています。これにつきましては、市長も当初の情報収集、あるいは手続等について判断の甘さがあったということで議会の場でおわびを申し上げていますので、それをつくったのは私どもの事務方のことでありまして、どうもなかなかそこまで、いろいろな中断をしたのではないかとこのうわさだとか、あるいは買ってからしばらくたって動きがないというのはなかったのではないかとこのうわさの範囲内での判断をしていたということでもありますから、私の方からもその辺の手続の甘さについてはおわびを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それと、一つ聞くのを忘れました。うわさの上っている5,000平米の店舗というのは、私の聞く範囲です。地元の卸売市場を利用していないのではないかとこのところが来るのではないかとこの話がずっと出ておりますけれども、そういう企業であっても、進出であっても助役としてはやっぱり規制するものがなかったら認めるということにならざるを得ないという判断をされているのかどうかお聞きします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 全くうわさの範囲内です。その辺については承知をしておりません。ただ、法的な措置で言えば規制する手だてはなくなるということでありまして、もし進出するのであれば、今までも私も担当として出店した後も地元の日配品や、あるいは野菜、そういったものをぜひ使ってほしいと。特に日配品は中小企業でありますから、ぜひ使ってほしいと。納豆、豆腐、もやし、てんぷらの関係でありますけれども、ぜひ使ってほしいと。また、市場もぜひ使っていただきたいということはやっておりますので、しかしなかなか実態として、品ぞろえもあるのですよと言われてまして実現はしておりませんが、ぜひこれからはもし進出する企業があれば、そのような形で要請活動をしたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） なぜそれをポストフルさんと話し合わないのですか。それが条件闘争ではないですか。やっぱりそういうことで例えば3分の1入れるのだ、例えば3分の1、3分の1、3分の1でやると言っていますけれども、3分の1入れるのなら必ずそれは入れてくれとか、例えば権利金が高いのなら、それこそきのうもそんな話出ていましたけれども、やはり権利金が高いのなら1年間ぐらい状況を見るように安くしてくれないか、地元の業者はそうやってしてくれとか、そういう闘争、闘争ではないですね、そういうチャンネルさえも埋めて、だめです、だめですということだけで本当に名寄の経済の発展というのは通じるのかどうなのか、助役はどういう判断をされますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 残念ながら大店法がなくなってから地元との協議の場というのはございません。したがって、例えばポストフルさんとして、ポストフルさんと名前が出て悪いのであり

ますけれども、出店を計画していると。したがって、名寄の面積はこのぐらいだからどうだという相談があれば、またいろんな議論ができるのでありますけれども、2万2,000というものがどんと打ち上がってしまった。それは、それに対する危機感というのは非常に大きいものでありますから、いまだ佐藤議員の言う条件でお話し合いをするというのでしょうか、条件でお話し合いをするという土壌はできていないと。お互いにできていないというふうに思っております、私どもについては今ある4万1,000のところさらに2万2,000の大型店進出ということについては、これはどうも地元の経済を壊すということで今反対の立場をとっているということでありまして。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） だから、そういう話をして、でき上がるのが地域貢献計画書でしょう。だから、例えば商工会議所、商店街、行政も入っているいろんな話をして、どんな店づくりをしていくのだ、どういうことをやっていくのだというので道が求めているのが地域貢献計画書でしょう。それをこれからの段階でそのチャンネルをきちっと、今ならそこさえも閉めてしまっている。そこをきちっとあけていくようにしていかないと、それが正しい情報をお互いにやりとりして、市民の判断を得るということにつながるのではないですか。私はそう考えますけれども、助役はどういうふうに考えますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 12月の下旬が発表でありまして、私どもの態度を決めたのが11月20日過ぎでありますから、スタートして2カ月と言えは2カ月なのでありますけれども、しかしまだお互いに話し合う情勢といえますか、それにはなっていないと現在では判断をしているところであります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） いずれにしても、それ

はちゃんとチャンネルをあけておかないと、今の状況ではちょっと厳しいかもしれないですけども、そういう時期が来たらきちっと話し合いできる体制をとるべきだと思います。

もう一つ、国のまちづくり3法改正の目的にある都市機能の適正立地と中心市街地の振興と、これは理解できるのです。私わからないのが道が示すコンパクトなまちづくりの基本にあるまちの中心に人も施設も各種機能も集まったまちづくりをするのだと。極端に言えば、これは極端な例です。例えば名寄で言えば智恵文ですとか日進ですとか、風連日進ですとか、そういうところはどういうふうになっていくのか。変にとれば切り捨てになっていくのではないのかという気がするのですけれども、その辺については助役はどういう認識をお持ちですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 北海道のガイドラインは、全市町村を対象にしてつくっているというふうに思っておりますので、そのような表現になっていると思いますけれども、今回の議会でもたびたび私どもが説明しているようにコンパクトなというのはそれぞれ用途に合った、商業集積は商業地域、農業はもちろん農村地域、さらにまた工業は工業地域、居住は居住地域と、この特性を生かした用途に合ったまちをつくっていかうと、これが中心で、しかもそれを有機的にどう結んでいくかということだというふうに思っております。したがいまして、今名寄市が中小企業振興条例などで例えば地域の昔でいうパママストア、風連日進にあるようなストア、それから西風連にもありますストア、こういったところの改築、改装などについてもそれは十分に支援をしていく措置をとっておりますから、私どもとしてはそれはできると。ただ、全体的に今北海道のガイドラインでも言うておりますのは、コンパクトなまちづくりというのはそれぞれ用途地域に合ったまちづくりをしていって、それをどう有機的には結びつけていくかと、

こういうことだというふうに私たちは理解しておりますして、何でもかんでも真真中に人をどんと集めるものを集めると、こういうようなことでは考えておりません。そういうような用途に合った機能的なまちをつくっていくというふうなことが一番いいなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そういう意味では、まだまだ例えばこういうコンパクトなまちづくりですとか、今言われた用途地域の指定ですとか、建築制限ですとか、そういう情報が市民の中で言葉ではわかるのですけれども、内容がわからない。そういう意味では私はやっぱり今この時代だから、不幸中の幸いという言い方も変ですね、商店街にシャッターの閉まった空き店舗があるのだから、そこを利用して市の情報コーナーみたいのを適時そういうふうに出せるような、それは広報とかインターネットとか新聞のあれとかありますけれども、それはやっぱり私はお知らせだと思うのです。理解を深めるのでなくてお知らせだと。そうではなくて、やっぱり理解を深めるそういう施設をつくるべきだと思いますけれども、その点について助役はどういうふうに。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 私も確かに動く情報といひますか、そういったものは非常に有機的に活用していないなというふうに思っております。最初の質問にありました情報公開の関係、あるいは市民からのいろんな意見を聞き取る関係、これは旧風連町、旧名寄市においても十分でないにしても適宜やっているなど。いろんな行事、あるいはいろんな節目節目でやっているなというふうに思っています。ただ、それをどう仕組みとしてつくっていくかとか、恒常的に市民の皆さんとの、あるいは行政との役割をどういうふうにきちっと分けていくのかと、こういったものが体験的には皆さんそれぞれきちっと持っていて、仕組みとしてどうできているかということについてはまだまだ

不十分な点があると。そこで自治基本条例、名前は自治基本条例でありますけれども、いろいろなとり方があると思いますけれども、そちらの方で十分この議論をしていただいて、どうやったら双方情報ができるのだろうか、一方交通の情報も必要でありますけれども、双方の情報のやりとりができるのだろうかということになってくるなと思います。御指摘のとおり動く情報というのでしょうか、聞きたいところに答える情報というのでしょうか、そういったものこれからの研究課題になるなど。聞きたかったら役所へ来いと、こういうことではなくて、違う情報のあり方ってあるなというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） やっと最後に何か意見が近くなったみたいですがけれども、いずれにしてもそういう動く情報をやっていくということは、これから例えば地域自治組織をつくり上げたときに、それが各学校単位でできるわけですから、空き教室はないにしても各学校でそういう情報が提供できるようなシステムが出てくれば、またそれはいいでしょうし、そして例えば去年3月の予算の市長の査定が終わった後、なぜこういう市長査定をやったかという情報が流れましたよね、インターネットで。ことしはそれもやめました。だから、そういうふうに単発で、せっかくだいいことを始めてもぱっとやめると、そういうことではなくて継続的にきちっと正しい情報を市民の皆さんに伝えていくと、それがあある意味では風連地区でも名寄地区でもやれば、本当に一日も早い一つの名寄ができ上がるのではないかと。そういう意味では、どうしても条例、そっちの自治基本条例や何かになるとやっぱり市長のお考えだと市民の皆さんからいろんな意見聞いていて時間がかかりますから、でも動いている、情報は動くわけですから、そういうやれることを的確にやっていって、最後そこに結びつけていくというやり方が私は今一番名寄に必要なと思うのですけれども、その

辺については助役はどういうふうにお考えですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 心がけといたしましては、頭でっかちにならないようにしようと。例えば自治基本条例だけが歩いてしまったというようなことにならない、私たち職員が言葉としてそれを歩いていかなないようにしようというふうに心がけていかなければならない。十分に体験的に旧名寄市、旧風連町ともやってきていることがありますから、その体験をもっと体現できるような、全員が体現できるような仕組みをつくっていかなければならないというふうに思っております。自治基本条例をつくるそのプロセスが非常に大事だと言っているのはそこなのであります。特に大事なプロセスは、市民の皆さんに参加してもらう前に職員がどれだけこれに携われるかということが非常に大切で、条例ができた後、市民もそれはきちんと活用していただきますでしょうけれども、一番活用しなければならないのは職員なのでありますから、職員というよりも市役所の組織なのでありますから、市役所の組織の人間がそれをどういうふうにかきちんと理解できるかと。頭でっかちにならないで、実体験に基づいたこの条例をどうつくっていくかということになると思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 何か体格に近い人が相撲とっているみたいな感じはありますけれども、ちょうど中間点に市長がいらしゃいます。議論の前に軍配を上げないように、最後に軍配を上げる市長であることを願って、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

次に、農業振興センターの19年度の取り組み方について外1件を、田中好望議員。

○15番（田中好望議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

旧名寄市、旧風連町が合併し、早いもので1年がたとうとしております。新生名寄市の基幹産業は農業であります。農業の活性、向上が名寄市のさらなる発展に大きな要素を占めるものと思うところでございます。私は、今定例会において農業振興センターの19年度の取り組み方について、農地・水・環境保全向上対策について、この2点を質問をさせていただきたいと思っております。

まず、農業振興センターの19年度の取り組みについてでございます。昨年の6定にも農業振興センターの今後の運営等々につきまして質問させていただきましたが、今回は多少ダブる点があるかと思っておりますけれども、私の思いもありますものから、再度質問をさせていただきたいと思っております。まず、小項目1番のアスパラ大苗の供給事業についてでございます。御承知のように平成13年度から始まった大苗の供給事業、これは農家経済において物すごくプラスといえますか、経済安定、価格等も安定をしてきたということで、寄与したということを考えております。そういったことで、平成13年度から始まりました大苗供給事業の18年度までの実績をまずお知らせをさせていただきたいと思っております。

また、大苗供給につきましては、昨年の決算委員会のときだったかと思っておりますけれども、農家に委託をする方向ということをお聞きをしたわけですが、どう考えているのか、その点もお聞きをしたいと、そのように思います。その後そういう農家に委託した場合、苗代といいますが、それは現在とどうなるのか、いわゆる苗代はどういうふうに移すのかをお知らせをさせていただきたいと思っております。

また、今のアスパラの大苗は、大型ハウスを利用して行っているわけですが、必然と農家に委託をするということであればそのハウスがあくといったことだと思っております。その後どのようにするのかをお知らせをさせていただきたいと。まず、この4点をお知らせをさせていただきたいと思っております。

小項目2番目の後継者担い手対策についてでございます。後継者担い手対策は、最重要な課題の一つと考えております。近年の新規就農の実態をお知らせをさせていただきたいと思っております。

続きまして、新名寄市農業・農村振興計画での後継者を含めた担い手対策をどのように計画に盛り込んでいるのかをお知らせをさせていただきたいと思っております。

続きまして、新年度予算に盛り込んだ担い手対策をお知らせをさせていただきたいと思っております。

それと、振興センターでの農家子弟を含め研修生を受け入れ、野菜、花卉等の研修をさせてはどうかという私からの提案でございますけれども、見解をお知らせをさせていただきたいと思っております。

続きまして、大項目2番目の農地・水・環境保全向上対策事業についてでございます。このことは、国が昨年より示しておりますけれども、全道で道が取りまとめました結果、総事業が56億円、その2分の1、50%が国で持つ、残りの4分の1は道が持つと、そして市負担が4分の1で、市政方針にもありましたように本年度は4,580万円の事業費予算で市負担分が1,145万円が計上されております。このことにつきましてまず1点目、市内で大きく分けて7地区に農産地が分散をされているわけですが、たまたまモデル的なことというふうに聞いておりますけれども、いわゆる風連地域の瑞生、西風連地区の風連西地区を19年度実施地区としたということでございますので、その経緯についてお知らせをさせていただきたいと、このように思います。

続きまして、小項目の2番目、事業計画についてでございますが、どのような事業内容を想定しているのか、また行われております中山間直接支払い方式との関連はどうなるか、そのことを質問させていただきたいと思っております。

これでこの場からの質問を終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま田中議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。順次御答弁を申し上げたいというふうに思っております。

農業振興センターの取り組みでございまして、その中でアスパラ大苗の供給事業についてのお尋ねでございました。振興センターの事業のアスパラガスの大苗供給事業は、名寄市の振興作物として育苗期間の縮小、収益性の改善向上を目的として取り組んでまいりました。これまでの苗の供給状況につきましては、平成13年度から18年度までの5カ年の累計で申し上げますと、大苗では63万4,429本、面積に置きかえますと35ヘクタール分でございます。延べでは364戸の農家の方々でございます。うち名寄地区につきましては2万2,138本。セル苗では27万4,560本、面積では15ヘクタール分でございます。延べの戸数につきましては67戸、うち名寄地区は4万5,980本を新規、または更新に供給し、作付誘導を図ってまいりました。平成19年度の2月末現在の申し込み状況を申し上げますと、大苗では6万4,575本、面積で3.5ヘクタール分、戸数では30戸、うち名寄地区では2万3,330本、セル苗で申し上げますと6万5,560本、面積で3.5ヘクタール分、戸数では17戸、うち名寄地区では5万380本が申し込みされております。今年度につきましては、個人で大苗を育苗する農家もあらわれ、大苗の申し込みは減少しておりますけれども、セル苗につきましては前年同様の申し込みがでございます。また、アスパラの増収対策に大苗定植は有効でございまして、昨年度より名寄地区の申し込みがふえている現状でございます。

今後3カ年を目途に大苗供給事業は生産者へ移行する方向でJAと協議を進めておりますが、大苗供給を農家委託の場合、苗代につきましては現在品種によって71円から85円で供給しておりますが、農家負担の増加にならないようJAなど

と協議検討をしてみたいと考えております。

農家委託後の大型ハウスの利用につきましてのお尋ねですが、振興センターなどで検討している新しい品目、作型がありますので、今後JAや農業振興センターの部会と協議し、実証展示圃として活用してみたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業者の担い手の対策についてのお尋ねでございます。今年度名寄市農業・農村振興計画を策定したところでございます。計画期間は、平成19年から28年までの10カ年で、新名寄市農業農村施策の指針となるものでございます。担い手の育成確保につきましては、基本計画の5本の柱の一つと位置づけておりまして、担い手の高齢化、農業後継者不足の実態から、担い手の育成、確保を重要かつ緊急の課題として取り組み、農家子弟はもとよりUターン、新規参入者の受け入れを含め、多様な農業担い手の育成に取り組んでまいります。

近年の新規就農者の実態でございまして、16年度では新規学卒4名、Uターン5名、新規参入3名の計12名、17年度で申し上げますと新規学卒で5名、Uターン6名、新規参入2名の計12名、18年度では新規学卒7名、Uターン2名の計9名となっております。毎年11名程度が就農しておりますが、現在農家戸数を維持するための補充率では40%程度でございます。また、アンケートの結果において後継者が決まっている農家は126戸、率に置きかえますと17%で、決まっていない農家は211戸、29%、不在の農家にあつては331戸、45%に及んでおります。

農業・農村振興計画に盛り込んだ担い手対策でございまして、農業青年がチャレンジする新たな農業経営の支援といたしまして農業農村チャレンジ事業のほか地域農業担い手育成事業、新規就農支援事業、農村青年活動支援事業、配偶者の対策で申し上げますと農業後継者対策事業、農業担い手支援センター整備事業などを盛り込んでおりま

す。優秀な農業担い手の育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

新年度予算につきましては、財政厳しい中農業担い手支援センター整備事業は後年度の取り組みとなりますが、それ以外は予算に計上させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

振興センターでの研修生の受け入れの関係でございませけれども、将来の農業振興センターに担い手研修センター機能と連動しますが、大変よい提案だと考えておりますので、受け入れ態勢につきましてはJAも含め協議検討し、受け入れる方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、農地・水・環境保全向上対策についてのお尋ねの中で、対象地域のまとめについてございました。農地・水・環境保全向上対策におきましては、昨年9月より本対策について市、てしおがわ土地改良区、JA道北なよろと事務段階で協議を進め、全市的な取り組みとして7地区を設定し、19年度として約1万ヘクタール、交付額2億2,000万円を道へ要望してきたところでございますが、道の予算配分が思うようにならず、全地区を平成20年度採択要望に変更してきたところでございます。その後1月末に本対策への関係団体の強い要望、また国の財政措置が決まったこともありまして、道は再度要望書の取りまとめを行うこととなり、名寄市としては平成20年度全地区採択を基本に、名寄市の本対策に対する道へのアピールも含め、急遽平成19年度ではモデル的に1地区を申請することとしたところでございます。

風連西地区を優先した理由といたしましては、本対策の制度上土地改良区が行っている維持管理業務への支援が地域活動指針の主なものとなりますので、土地改良区と協議し、中山間風連地区のサブ集落と土地改良区の水系がおおむね一致する点が大きな理由でございます。道は3月末までに計画を作成できる地区を優先しますとのことと

しているところでございます。3月2日に名寄市農業振興対策協議会、5日には全市の中山間集落代表者会議に説明をさせていただいており、今後限られた期間となりますけれども、地域への説明と道への申請を並行して行い、採択に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の事業計画についてのお尋ねでございませ。事業内容といたしましては、農地、農業用施設などの資源や環境の保全向上を地域が共同で行う効果の高い活動を支援するものでございます。支援水準は、反当で申し上げますと水田で3,400円、畑では1,200円、草地では200円で、名寄市全体では約1万ヘクタールの農地で先ほど申しあげました約2億2,000万円を想定しております。うち19年度の申請の風連西地区では農地約1,400ヘクタール、交付額では4,580万円で、4分の1が市の負担となりますものですから、1,145万円を当初予算で計上しており、今後申請段階で道とのやりとりの中で精査されることになるというふうに受けとめているところでございます。

地域活動組織につきましては、農業者以外の参加が必要とされておりまして、中山間制度の集落では地域住民、学校、PTAなどと連携した取り組みを行っており、そこが組織に参加していただくことと土地改良区、JAが参加する活動組織を考えてございます。市の役割は、基本方針を策定すること、活動組織への支援、指導をすること、実施状況の確認を道へ報告することということになってまいります。地域が行う活動は、活動指針が細かく示されており、水田を例にとりますと農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道の五つの区分がございませ。区分ごとにすべて実施の基礎部分約60項目が設定されておりまして、50%以上実施されているということとなっておりますし、農地・水向上活動、これらの活動は土地改良区が行う維持管理業務が主に対象となつてま

います。さらに、地域住民との交流活動、学校教育との連携など、地域住民と連携した農村環境向上活動が義務づけられておりますが、この部分につきましては中山間制度でも行っており、活動項目は多く設定されていますが、一部を選択する形でそれほどハードルが高くはございません。なお、中山間制度と重複する取り組みについては調整が必要となっております。

畑地帯及び草地地帯につきましては、土地改良区のような施設を管理する団体がございませんので、平成20年度に向け地域と共同で管理すべき施設などの洗い出しから始める必要がございます。また、道の対応に不確定なところが多々ございますものですから、平成20年度全地区採択を市の方針として努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それぞれ答弁をいただきました。何点が再質問をさせていただきたいと思えます。

アスパラの大苗供給事業でございますけれども、答弁の中に今後3年を目途に大苗事業は生産者へ移行する方向でJAと協議を進めると。3年を目途ということは、明年度以降ということになるのかどうか、その点を。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいまJAさんと協議しておりますのは、19年度から向こう3カ年で移行をしていくというふうなことで協議をさせていただいているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） ということは、すべてではなくて、順次という御理解でよろしいですか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） そのとおりでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それでは、大苗供給事業13年度から始まりまして、大苗では63万4,000本余り、セル苗では27万4,000本とあったことで、これはセル苗の場合は自分のうちへ持って行って大苗に育てるというのも多少あるかと思えますけれども、それにしても35ヘクタールというこれだけの面積を供給事業だけでそれだけやったと。それ以前にアスパラ3年や5年でだめになるものでありませんから、そういうものを含めて振興作物でかなり普及していると思えます。それで、今後のアスパラの作付の動向といえますか、そこをどのように担当として踏んでおられるのか、その点ちょっとお聞きしたい。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、どのようにこれからアスパラの動向を見ているのかというようなお尋ねでございますが、これは農協とも話しさせていただいておりますし、それから振興計画の中にもアスパラは主要作物としての位置づけをさせていただいておりますから、そこら辺にもらみ合わせながら、今後もちろんJAさんの方を経由して取引をされるということに理解をしておりますものですから、十分協議いたしますけれども、そう大きく伸びてくるものではないのではないかと。ただ、植えかえといいまししょうか、その分は年次的に計画的に進められるものというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それでは次に、先ほど大苗を農家に委託の場合、苗代については現在品種によって多少差はあるのでしょうか、71円から85円といったことですが、今度は逆に農家の方が引き受けてもいいですよ、うちで育苗しましょうといったときの苗代というのはこれはどのように設定をするのか、その点をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** アスパラ苗の委託の分につきましては、JAが農家の希望をとって進めるということに相なろうかと思っておりますものですから、委託の場合の農家手数料につきましては初期の投資も大きいというふうに判断をさせていただいているものですから、秋の準備段階から冬の2月、6月の作業となる負担分も大きいことも考慮いたしまして、受託農家と十分採算が合うような形の中でJAも含めて一緒に協議をして、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**議長（田中之繁議員）** 田中議員。

○**15番（田中好望議員）** 今の部長の答弁にもありましたように、本当に自分がこれから作付をするというものであれば、これは目配りといいますが、そういうのも十分にいくのでしょうかけれども、これは私だけかもしれないけれども、いわゆる人のものを預かるのだという、技術的な面だとかそういうのもやはりきちっとして精査をしてやらないと、極端に言えば田中のところでやったものはぼろくそでどうもならなかったわ、手間さんのところでやったものは収量もよかったし、すごくいい苗だったわと。これは私だけのあれかもしれないけれども、そういうことのないように、JAももちろんそうですけれども、担当としても気をつけて、選ぶにもやはり精査をして選んでいただきたいと、そのように思います。これは要望です。

次に、委託をした後大型ハウス、つぶれたりもしまして大分お金のかかったハウスでございませうけれども、大型ハウスでやっておりますけれども、あきますよね、当然。それで、振興センターで検討している新しい品目、作型がありますので、今後もJAや振興センター部会と協議して云々とありますけれども、この新しい品目、作型、このことについてお考えがあればお示しを願いたい。

○**議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** ハウスの利用につ

いてのお尋ねでございませうけれども、委託後のハウスの利用につきましては今振興センターの方のスタッフと話をさせていただいているわけですが、例えば冬に栽培の可能なコマツナとかホウレンソウとかチンゲンサイ等、そういったものがありますものですから、それらについて取り組めるかどうか、今後スタッフと十分協議する、あるいはJAとも一緒に運営させていただいているものですから十分協議しながら、そこら辺はしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございませうので、御理解いただきたいと思っております。

○**議長（田中之繁議員）** 田中議員。

○**15番（田中好望議員）** この委託後の大型ハウスの利用につきましては、多分関連があるのでしょうけれども、振興センターでの研修生の受け入れといいますが、それとの関連で、振興センターの研修生の受け入れ、このことについてちょっとお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、私がお先ほど御提案申し上げたのは後継者不足、これは一農業者の問題なんでしょうけれども、やはり最重要課題とも言われて久しいわけでございますから、端的に申し上げまして今現在振興センターで夏の間ですか、パートの方が、女性の方だと思いますけれども、多いときで10人近くおったような記憶もありますし、今現在は5名ほどです。その中へ農家の子弟を含め、いわゆるUターン組、担い手を希望する者、それらを振興センターで実施を兼ねて実際自分で汗を流して作物を育て、研究をし、そして後継者なり、担い手として名寄市内に残っていただくというような制度ということで私は提案したわけですが、その辺のニュアンス的なこと多少あるのですけれども、お考えをお願いいたします。

○**議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 今農家の方と、それから振興センターの方と定期的に意見交換させていただいているのですが、その中で一つ出てまいりましたのは、19年度につきましてはそこま

でいかないのかと思いますけれども、今お話ありましたように農家の子弟、こういった方々が1年なり、2年なり、実際に農業振興センターで研修される期間というのは7カ月か8カ月ぐらいだと思いますけれども、その期間にひとつ勉強していただいてというようなことなのですが、ただ御案内のとおりあそこはそういった宿泊できるような施設もございませんから、今後の課題として受けとめさせていただいておりますけれども、通ってきていただいて、そこで勉強していただいてというようなことで、1年なり、2年なり研修後に農業後継者として実践するというようなことで取り組めないかというふうなことを考えておりますし、それからことしにつきましては農業青年のチャレンジ事業というものも創設させていただきましたものですから、そんなこともらみ合わせながら、ぜひともそういった担い手についての芽が一つでも二つでも吹くような形の中での取り組みを振興センターでできないかというような考え方を今持ち合わせておまして、これにつきましてはまだちょっとここ1年ぐらい時間をいただいて、十分検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） ただ、心配といえますか、されることは、失礼な言い方かもしれぬけれども、パート的な女性の方がやはり全員ではなくて私の考えは2名程度というふうに思っているわけですが、その方々がいわゆる俗に言う職場を失うというか、そういう危惧も感じられますけれども、これはひとつこういった基幹産業の大事ないわゆる後継者対策の事業の中の一つ、担い手対策の中の一つということで御理解をいただけるように、また担当もそういう点での理解を深めていただきたいと、このように思っておりますけれども、そのことはできますよね。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） もちろんお話にあ

りましたので、十分私どもの方もそういったふうな考え方に立って進めていきたいというふうに思っておりますものですから、ぜひともそんなことで御理解をいただきたいと思いますのですが、今2名というふうなお話がありましたけれども、これらにつきましても柔軟に対応していきたいというふうに思っておりますし、既にパートとして勤めていただいている方々につきましてもことし1年どういうふうになりますか、検討結果次第によりましますけれども、そこらも踏まえてお話をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 最初にお尋ねをすればよかったのですが、研修期間は先ほど2年程度といったことで、そこでは2年たちました、研修期間終わりました、よく考えたらやっぱりどうも合わないから、バイバイということのないように、そのことだけはやはりきちっと押さえて、来年からになるのか、再来年になるかわかりませんが、仮に5名なら5名、6名なら6名の応募があったと。その中でもきちっとした対応でやらなければ、この財政厳しい中それこそ本当にむだなことをしてしまったことになるかなと、そういうこともありますので、そのことだけの確認をしておきたいと、このように思います。

続きまして、当初40分ぐらいで終わらすつもりだったのですが、農地・水・環境保全向上対策についてでございますけれども、御案内のように7地区あるうちの1地区ということで、実は名寄は1地区が採用になったといったことである西地区の農業者の方とお話をする機会がありまして、田中さん、こちらは該当になると、旧風連町の人ですから、名寄西、東、智恵文のことは言わなかったのですが、線路東の人たち黙っていないのではないのかと。我々だけがこういうふうに先取りしてやっても不公平感が生まれませんかといったことも、そういうことが一番危惧された

のですけれども、中山間風連地区のサブ集落と土地改良区の水系が一致しているということとモデル的なことで、リハーサル的なことですよね。これ来年から取り組むところは物すごくすんなりいくと思います。と思いますけれども、その辺選択したときに、本対策へ関係団体の強い要望というふうに答弁でおっしゃっていますけれども、そこから辺はなぜ西地区になったのかということだけをお知らせ願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 西地区に指定した部分の理由につきましては、先ほど御答弁をさせていただきましておりののですけれども、本対策の趣旨という部分から申し上げますと、本来はじっくりと地域の中で話し合いをしながら、地域活動組織を立ち上げて、地域が主体的となる共同活動を盛り込むべき対策というふうなことで進めよということで御指示をいただいているところでございますけれども、風連西地区におきましても道の審査がこれからということもございまして、それから採択の確約がもらえているわけでもまだございません。ただ手を挙げさせていただいているということでございます。市といたしましても今後20年の全地区の採択に向けて一層努力をしていきたいと思っておりますし、なおまだ流動的にあるということで御理解を賜りたいと思っております。ところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） モデル地区で、19年度の取り組みがいわゆる100%といかなくても80なり、90の評価を得れば、これは来年からの取り組みももちろんそれぞれこれは絶対やらなければだめなのだというお墨つきをもらうでしょうし、この事業についてはやはり少なくとも明年度は全地域が対象になるように全力を傾けて、今のうちから努力していただきたい、このように思います。

それで、最後になりますけれども、市長にひと

つお話をしたいと思いますけれども、現在の農業情勢、価格の低迷、後継者、担い手不足、そのことに連動いたしまして、12月の定例会でも申し上げましたけれども、農地の流動化がままならないということで、そういう状況下に置かれているわけなのですけれども、農政というのは市長も御承知のように国の方針によるのがかなりの部分で多くあるというふうに私は感じております。そういったことで、極論を申し上げれば国とけんかをしてまでもいわゆる名寄市の農業というのはこういうことだという、これは議会の同意も必要でしようけれども、担当のこともあるのでしようけれども、そういったことをやっていただけるかいただけないかを最後市長にお伺いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大変難しい質問をいただきました。今までの日本の農業の歴史で、国が言っている逆のことをやっている方がいいのだというようなことを体験的にお話をする方もいらっしやいます。しかし、今生産者にとりましては、つくる自由は与えられておりますけれども、売る自由というのがなかなかままならないと、こういう状態でありまして、生産したものがしっかりと消費者に売り切れる体系というものがなければ、経営のめどがつかないということでありまして。北海道農業は、まさに今の国境問題も含めて日豪の経済連携の中では工業製品と農業の農産物とはざまの中でしわ寄せが農業に来ているのではないかと、こういうことが叫ばれております。それだけに北海道は日本の食料基地としての生産者、あるいはオール北海道でこのことをしっかり取り組んでいきたいと。そのためには時によっては国の施策に注文をつけていくと、こういうスタンスでこれからも農政関係者の皆さんと協議をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

15時まで休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

魅力ある商店街と商業集積づくり外2件を、武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） 議長の指名により通告に従いまして、質問を申し上げます。

魅力ある商店街と商業集積づくりについては、市長の商業振興が市政執行方針になされ、内容は地元金融機関の景況判断指数ではマイナス基調で推移し、厳しい状態が続いているということで、引き続き停滞感を強めているという報告がなされました。そのように北海道の中でも特に道北地域の環境低迷している中で、このような地域に大型出店があれば地域の商店街には大きな影響があります。この件については、本会でも6人の議員が言い尽くしておりますので、私からはそれを変えて別な視点でもちょっと質問したいと思いますが、重複する点もあると思いますが、通告に従ってやりますので、よろしく願いいたします。

商店街の現状。今までは、大型店が地方郊外に進出して、大型店の販売により市街地の商店街との競争で衰退した商店街がこれは名寄のみならず全国では各地で起きております。また、名寄市中心市街地の商店街も歯抜けのような状態でありま。現状のままでは売り上げのないもので、実態調査してみても商売繁盛の店はないと思います。だから、この商売の衰退、停滞が一層強まり、来客も年々減少していくと思われま。こうした状況を修復し、新たなる魅力の商店街に進めることは並大抵なことではありませんが、現実には商店街はどう対応したらよいかわからなく、今や商店街の中には立て直す気力すら失っている面もあると思われま。ですが、市、商工会議所では忍耐強く呼びかけ、商店街の皆さんとともに将来型の

発展した新たなる商店街の整備目標として、その実現を図るように進めるべきと思いますが、考え方を述べていただきたいと思いますのであります。

次に、大型店との共存。郊外に大型店が出店の場合、地域全体のエリアと他の大型店との競争を含めて十分に採算性もある商圏地域として調査した結果だと思われま。中心市街地の商店街が大型店の出店で売り上げが落ちていくのは必然であります。そのために商店街が寂れた例が全国では多くありますが、またその逆に商店街地域で営業していた大型店が閉店したために商店街が寂れた例もあります。そう考えると、大型店の出店は場所により商店街のメリット、デメリットの影響が変わっていくと思われま。郊外の大型出店により新しく人通りがふえ、にぎわいができたり、大型店の駐車場を利用したり、テナント出店、新しい雇用、共同宣伝などによって消費者にとっては利益があると思われま。こうした視点で見ると徳田ショッピングセンター、中心市街地の大型店、商店街の今までの共存はどうお考えになっているかお伺いいたします。

中心市街地に主婦や子供たちが買い物に来て喜ばれ、魅力ある商店街にするのは単に安売りだけの品ぞろえではだめだと思われま。新しい環境をつくり、公共的施設の配置、子供たちの遊具場があり、老人が安らぐ、また花壇があり、池があつて、いろいろこうした点をとらえて考えるべきであります。こうしたことが大型店にない顧客の吸引力につながるのではないかと思われま。私の具体的な商店街の活性化については、何度か議会で申し上げておりますが、信念はまだ変わっておりません。大型店対策は、ただ困った、困ったと出店を阻止すればそれで助かるという、そういう問題ではないと思われま。かかる機会をチャンスとして、名寄の商工会議所、中心市街地商店街が市と一体となって新しい商店街づくりの活性化に向かって全力を挙げ、具体的目標に向かって前進することが肝要と思われま。この

点についてのお伺いをいたします。

観光産業の振興と対策。市長の市政方針の中には、近年は体験型観光、アウトドアの志向が強まり、歴史や気候風土、産業に関する文化的側面のニーズの高まりから、参加型観光への需要が拡大されていて、行き先が明るいという見通しが発表されました。しかし、過去の観光客の入り込みは、16年度には5,400名の減少、17年度には1,300人の減少、特にサマージャンプの利用客は前年度より900人も減少していると。この減少は、全国的にもスキー客が減少しているゆえんであり、名寄だけの問題とは思えませんが、どのような見解を持っているかお伺いいたします。

また、サンピラーパークは21年の全面開園を目標とし、50億円を投入し、サンピラー交流館、コテージ、オートキャンプ場などの施設に大きく活用され、将来ともに昼間人口がふえると考えますが、新聞ではカーリング場のにぎわいは多く、道外からの利用客も来ていると。そして、特に夜遅くまで練習をしているようだ、ということが新聞に書いてありましたが、これは冬期間だけの利用だと思いますが、特にことは地球温暖化で雪解けも早いようで、いつごろ中止になるのか、これについてもちょっとお伺いしたいと思います。

風連の道の駅を含め、サンピラーパークは、将来ともに活発に活用され、経済的メリットがあればよいのですが、将来的人口の激変、社会情勢の変化を踏まえたとき決して安閑としてはられません。市の観光施設が整備された後は積極的にPRをして、交流人口の確保に努めるべきだと思いますが、この点についての考え方を申し述べていただきたいと思うのであります。

次に、地方分権の行方。地方分権改革は、平成12年、中央各省の自治体行政への関与を緩和して、地方自治体が充実することを目的として実施されました。真の地方分権には地方自治体の歳入の確立こそ最大必要条件であると思います。しかし、歳入規模はどこの自治体行政も少なく、相変

わらず地方自治体は国からの各種補助金、負担金を受けているのが現実であります。国は、国庫補助負担金の削減、義務的経費の金額や相当額の地方への移譲などを実施しております。三位一体の改革では、地方分権の道筋としては自治体へそれに見合う額の税源移譲をすることであり、そのための国の施策誘導機能を圧縮し、地方自治体への財政的自立を支えることだと思っておりますが、本当にこういう仕組みの方針で地方自治体が自立できているかどうか心配でございます。非常に疑わしい点もあるのです。

また、地方分権の改革のもとに地方都市には景気低迷の中で定率減税全廃や新型交付税により、むしろ過疎地の住民には増税感があり、さらに高齢者の負担や、それから児童手当の負担の拡大などがなされて、一層生活が厳しくなっております。市長の執行方針には、19年度関係見通しは世界の着実な回復により自律的、持続的成長が期待され、国内総生産の実質成長率は2%を見込んでいられると言われました。しかし、今までも財政運営には基金の取り崩しによる厳しい財政運営、19年度の一般会計も186億8,596万9,000円で、前年度比1.5%の21億8,075万3,000円の増となっておりますが、合併特例基金債6億4,750万円を差し引くと前年度対比マイナス2%の予算規模であり、財政運営は厳しいものであると考えます。

そこで、お伺いしますが、平成16年度から平成18年度までの三位一体の改革は、補助金削減といっても国の権限を残したまま補助金を引き下げたり、自治体の裁量範囲は全く広がらず、地方への押しつけであり、所得税が3兆円税源移譲されましたが、交付税率を変えなかったのも、交付税1兆円削減となっております。補助金削減4兆円と税源移譲3兆円との格差1兆円を合わせて、地方は2兆円損をしたという見解もあるのであります。実に国は歳出歳入一体改革のもとに地方に一層の自立を求めておりますが、今の状況は大都

市の税収が大きく伸び、地方と都市との地域格差を大きくするだけではないでしょうか。地方分権一括法によって第1段階の地方分権改革が行われましたわけですが、地方自治体の対応として求められるのは、地方独自にどんな取り組みができるかを考えていくことが必要ではないかと思うのであります。地方分権がもたらした結果を最大限に生かし、住民に軸足を置いた行政を進めることが重要だと考えるわけでありますが、国が進めている構造改革は私は地方分権に名をかりた地方いじめとしか思えません。真の地方分権の道とし、寒い冬の時期を考えていますが、この点について御見解を賜りたいと思うのであります。

以上、この場からの質問にかえさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま武田議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目と2点目につきましては私の方から、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

初めに、商店街の現状についてのお尋ねでございます。中心街商店街区における状況につきましては、名よせ通、5丁目、名店街、大通会合わせて現在の会員数は121人でございます。12年の中心市街地活性化基本計画策定時と比べますと、12の減少となっております。魅力ある商店街につきましては、これらの商店街の中においてもインターネットでの販売で業績を伸ばしている方、地元の食材で情報発信をしている方々などがおられ、ウインドーショッピングなど楽しめるところもございます。

商店街の整備目標の指針につきましては、中心市街地活性化基本計画でございます。平成19年度において見直し作業に入るわけでございますが、その前段で商工会議所が中心となつての協議会づくりが行われることとなります。この計画は、こ

れまでと違ひまして内閣総理大臣の認定を受けることが必要な仕組みになっております。計画は、これまでの商業活性化事業と市街地整備改善事業に加え、都市福利施設整備、まちなか居住促進事業が追加されておりますし、明確な計画期間が要求されているところでございます。さらに、国の基本方針との適合性、二つ目には活性化効果に係る実効性、三つ目には実施の確実性が問われております。今商店街は動き始めています。振興組合の中に特別委員会を設けて、街区づくりの研究やイベントなどの検証をしている組合がでございます。商店街の役目は、物を売るだけではなく、出会い、情報発信の場づくりが必要でございます。商工会議所などとともに協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に、大型店との共存についてでございます。大型店出店につきましては、その地域によっては場所や条件によって差異が生じるものと思っております。これまでの協議経過にもありますけれども、無秩序な出店は決してよいはずはございません。現在示されている条件では、名寄市内、周辺も含め地域崩壊の危機が大きく感じられるということでございます。一方では、出店によりにぎわいが増し、雇用が生じると言われますが、一時的、一過性のものと受けとめておりますし、雇用につきましてはパートの方々の企業から企業への移動が始まります。玉突き現象により、従来の企業において従業員不足が生じると思われます。中長期のまちづくりを考えたときに、一時的に郊外での輝きはございますけれども、反面中心市街地における衰退は明らかであろうと思うところでございます。大型店の掲げる市場原理主義により、地域における経済の循環がなくなることも意味され、特に計画されている面積と既存小売店面積との比較においても共存共栄はできないと言わざるを得ません。

中心市街地の活性化の目標は、現在見直そうとしている中心市街地活性化基本計画となります。

この計画には具体的事業の盛りつけ、事業実施年度の明記なども要件となっておりますので、今後予定されている中心市街地活性化協議会の意見を聞き、さらに十分連携を図りながら、見直し作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きい項目の二つ目で、観光産業の振興と対策についてでございます。全国的な傾向として、スキー離れがとまらない状況と感じております。特にことしは暖冬、雪不足と言われておりましたが、少ない雪を最大限生かしながら営業を続けております。また、シーズン中ではありますが、前年度の輸送人員を確保できそうな見込みとなっております。名寄振興公社の集客努力が功を奏しています。例えばナイターシーズン券、親子券、家族向けのサービス、キッズパーク、モビルランドなどの相乗効果も考えられます。

サンピラーパークのカーリングホールにつきましては、カーリング協会の支援もありまして盛況に推移してきております。開設期間につきましては、北海道条例によりまして11月1日から3月31日までとなっております。閉鎖後の夏期間の活用につきましては、フロアを敷き詰め、多目的広場として、遊具、卓球台の設置、ミニバレーなどを楽しんでいただく予定となっております。また、屋外には4月下旬にふわふわドーム、インラインスケートが楽しめるストリートスポーツ広場、また7月には陶芸、織物、染色、木工、ガーデニングなどが楽しめる工房館がオープンする予定となっております。北海道の指定管理者と連携をとりながらPRに努め、一層の交流人口拡大を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは、大きな項目の3点目の地方分権の行方についてお答えをさせていただきます。

地方分権一括法が平成12年4月より施行されまして、7年が経過しようとしております。分権を進めるために根幹となります地方自治法が改正され、それに関する475本の法律をまとめて改正したものでございまして、明治維新、戦後改革に次ぐ第3の改革と言われていることは武田議員御承知のとおりであります。何が変わったかといいますと、改正では国と地方自治体の役割をはっきりとさせました。また、上下主従の関係から対等協力の関係へ、さらに自治体には法令に違反しない限り条例で物事を決めることができるようになりますが、そのことによって自治体には自主性と自立性が強く求められ、自己決定、自己責任で市政を運営することになったところであります。これからの行政運営に当たりましては、情報共有と市民参加、協力をベースに地方自治が成り立つ時代が来たとの認識のもと、政策立案に腕を磨き、地方分権を一層前進させる努力を職員も市民も改革の意識を持って取り組まなければならないと考えております。

三位一体の改革は、地方交付税が予想以上に削減をされ、税源移譲は大都市の税収が大きく伸び、地域間格差が拡大し、財政力の二極化が進んでおります。そのことに伴い、地方には厳しい状況でございます。これからの自治体にあっては、地方分権と同じ意味を持つ地域分権を進め、市民自治意識を高めることが大切と考えております。情報共有、市民参画、協働をキーワードに、行政としてやるべきことはしっかりやりながら、地域でできることは地域でしっかりやっていただき、地域づくりを行政だけに任せるのではなく、市民みずからが主体となり、市民がまちづくりに参加していることを実感できる仕組み、地域自治区を構築していくことが大切であると考えております。また、市民が主役の参画と協働のまちづくりを目指すための基本的なルールとして自治基本条例を制定し、市民自治のあり方をしっかり作り上げていくことがこれからの行政には求められていると

思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。

中心市街地の機能を集めるということで、再生するコンパクトなまちづくりということも再三執行者から説明がありました。したがって、このことを考えると、かつて名寄市は都市計画は拡大発展の考え方のもとに公共施設、または市営住宅、いろいろと周囲に分散してしまったのだ。それを今さらいいとか悪いとか言ったって、私どもも当然責任あるけれども、こうした一つの結果があらわれたのだとひとつ反省をしております。そうして、中心市街地がさっぱり人が集まらなくなったということで、今度は何とかまちの中に人を引き戻そうということがコンパクトなまちづくりということにつながるのだと。このコンパクトなまちづくり、私ちょっと記憶あるのです。去年の6月に高橋知事がコンパクトなまちづくりをたしかそのとき道新に出たはずなのだ。そういうところは、私も鈍感だけれども、案外そういうところはきちっと押さえているわけ、実は、このことが全道に普及してこうなったのだと私は思いますが、ただそれだけでコンパクトなまちづくりってどうもこれイメージがわからないのだ、まちづくりの、残念ながら。そうではなしに、子供たちでも主婦でも商店街に出てきたら本当に楽しいと、そういうイメージというか、わくような、そのことがまず一番大事でなかるうかなと、私はそういうぐあいに考えるわけ。だから、例えばコンパクトなまちづくりということで、これわからないけれども、どこか向こうの方の住宅団地、どこかぶっ壊して名寄のまちにぶっ建てる、あるいはまたこれからの高齢化時代によってお年寄りの人たちをまちの高層ビルに入れる、その考え方も非常に斬新的でいいかもしれない。しかし、そういうお年寄りやお子様たち、家庭の主婦をあわせた中で、

本当にまちに出て生活が楽しめる、喜ばれる、そういうまちづくりをやはり目指すべきだと。この視点で考えると、コンパクトなまちづくりといささかちょっとイメージが違うのだ、私の。こういうことも私は非常に大事だと思うのです。

それで、これ名寄のショッピングセンターができる前から私は名寄の商店街はこうあるべきだと自分の持論を一生懸命言ったつもりがあります。何回もそれ言った。幾ら言っても絵にかいたもちで、いいか悪いか行政も食おうとしないし、とって食べようとしもないし、わかりません。ただ、やはりそういうまちづくりに対して、私が言ったまちづくりに対して、もっと熱意を持って一生懸命やる人が中心でなければ、これは名寄のまちは救えません、はっきり言って。

それから、もう一つ大事なことは、商店街の皆様が本当に無気力、退廃してしまって、もうにつきもさっちも、もうどうでもいいと半分放棄してしまっている、投げやりになっている、こういう方々もいるかもしれぬ。しかし、本当に商店街を立ち上げるつもりだったら、情熱、熱意を持って何回も何回もその人のところに行ってお願いして集めて、意見を出すようにしむけるの。これが行政の仕事なのです。商工会議所の仕事だと、私はそう思います。1回や2回呼びかけても来ない、だからもうだめなのだ、こういうことではまちは救えません。まず、この考え方にしっかり立ってひとつやっていただきたいと、かように思うわけでございますが、この点についてどうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 武田議員のおっしゃってありました一つには前段のお話がありますが、ドーナツ化現象が非常に起きてきたと。この流れでありますけれども、そのとおりだというふうに思っております。答弁の中でも触れておりますけれども、やはり当時高度経済発展の中で住宅建設が盛んになる、それから公共施設もいろいろな制度ができましたから建設がしやすくなったというこ

とで建設をしていく、もちろん住民のニーズもありました。しかし、建てる場所については、非常に中心部にこだわっていますと地権者の関係であるとか、あるいは住宅が密集しているということで勢い郊外になっていったということで、これはどこの都市でも同じで、いわばドーナツ化現象というふうに言われました。あわせて商店街の人たちも、かつては商店を営みながら、そこに住んでおりましたけれども、住宅を持つという、広さを求めるといいますか、そういうところから商店街の人も郊外に住むようになって、やっぱり商店街が空洞化していくという状況が生まれました。これは、大都市に特に顕著でありまして、中心部の学校が要らなくなると、こういうような状況になったわけでありまして、ドーナツ化現象についてのありようというのは、先ほど武田議員にありました世の中の動きも一つきちとありましたけれども、これは反省をしているという表現ありましたけれども、これは済んでしまったことありますから、本当にこれをもう少し取り戻す方法はないかということで現在議論をしているところであります。

また、まちの中を一言でコンパクトシティということで表現をしないで、もっとイメージを大事にした表現をした方がいいのではないかと。例えば子供や主婦や高齢者にもこのまちへ行ったら、こんなイメージなのだというイメージを大事にした表現をした方がいいのではないかと、これは本当にそのとおりでいうふうに思っております。名よせ通の改装をしたのは平成2年でありますけれども、そのときのイメージは、先ほど村端議員の質問にもありましたけれども、あそこに緑をたくさん植えようというイメージで、人々が憩える商店街にしよう。つまりそのころは、商店街という買い物をするということではなく憩える商店街もつくろうということで、交差点の真ん中に木を植えたらどうかという案も出たぐらいでありますけれども、交通諸事情の関係でそれはやめて、

木をたくさん植えて、憩いのある、潤いのある商店街をつくろうと、こういうようなことをやって事業化したわけでありましてけれども、それと同じように商店街そのもののイメージが非常に大事だというふうに思っています、コンパクトシティという言葉がひとり歩きするよりも、むしろもっともっと膨らんだイメージの商店街を想像してもらえよう表現にする、これはもう本当に大賛成だというふうに思っておりますので、ぜひ今後商店街の中でこれからつくられる計画の中ではそういうイメージを大事にした商店街計画というものを私どもも一緒になってつくっていききたいというふうに思っています。

最後に、それらを進めていくときに行政と、あるいは会議所の役割は何なのだというところで、情熱の一言、熱意の一言だというお話でございました。確かにそうございまして、行政と会議所だけではなくて、やはり商店街、そして消費者も含めたいろんな意味での熱意というのもそこに結集されなければ、なかなか再生は大変だろうというふうに思っています。ただ、現在ある商店街、名寄でいうと名よせ通、5丁目、3条、2条、大通、4条、そのほかにもかいわいあるわけありますけれども、そこでもきちんと立派に営業している商店街もたくさんございますから、必ずしも今商店街はシャッター通りだけになってしまったという状況ではありません。ぜひそういう状況を、かつてから見たら寂しくなっていますけれども、今一生懸命頑張っている商店街の皆さん方とともに武田議員がおっしゃる熱意だとか情熱だとかということについて一緒にそこに全部が集まってやれるような、議論できるような構築をこの協議会の中でつくっていききたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。私は、今助役の話聞いて、あははと自分なりにちょっと連想して思い出したのは、やはり商店街に、これ市長がきのうもちょっと短大

の若い生徒が商店街来て遊ぶ、そういう場所という、にぎわいの場所も必要だなと。これは、青少年に夢、希望を与える場所、そんな商店街づくりをやると、はっきり言って。老人には安らぎを与える場所、これは商店街だと。働く者に働く喜びを商店街で味わう、この三つです。これをしっかり踏まえて、これからやっていただきたいと。これは要望です。答えは要りません。

それから、観光問題、このサンピラーパークというのは、これが50億円というどえらい金を投資して、道北の拠点の名寄に観光ができました。これは道北随一です。それで、この名寄の観光をこれを中心として、足がかりとして、道北の粗削りの観光地をさらに観光開発のルートをつくらなければならない。これは、私は名寄の市長の使命ではないかなと思うのです。向こうの西の方に行ったら朱鞠内湖があると、北の方に行ったら松山湿原がある。こっちの向こう行ったら万里の長城があるし、風連の望湖台がある。これは、観光ルートで回れますよね。これが道北でまだまだ大都市で忘れられたところなのです。これから下川でも、それから美深でもどこでも、そんな自分のところでもってPRできますか。そうではなしに、道北の観光地としてやはりそれはまとめて、名寄市がイニシアチブをとってやるべきだと思います。こういうような新たな観光ルートづくりをこれから一生懸命やると。そういう中で、粗削りの道北の未開地を東京なり、大阪なり、強いて言うなら中国でも台湾でも朝鮮でもいいです。そういうところに一生懸命行って呼びかけてくると、これがこれからの課題だと思いますが、こういう問題に取り組む必要があると思うのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） かねてから武田議員には観光のあり方について広域観光をもう少しきちっと確立せよ、ルートを確立せよと、こういうふうに議会の中でも主張をいただいております。道北観光連盟という組織がございます。これは、和

寒町から中川町プラス幌加内町を含んで組織をしております、今事務局はNPOのなよろ観光まちづくり協会にございます。各地区の観光協会、あるいは行政も全部入ってもらって組織をしております、ここ数年各地区の観光の目玉を集めてルート化しましてビデオをつくると。非常に新しい動きが出てきましたのは、カヌーの動きであるとか自然体験の動きであるとか、そういった動きを各地区でやり始めました。風連のカブトムシもしかりであります。いろいろな形でビデオをつくって売り出しているところでもあります。

ただ、弱点はやはり観光業者、観光業者が地元にはいないものですから、観光業者が名寄までの集客力がなかなか出てこないということが非常に残念であります。東京や札幌の観光業者を回って、デモのテープを置いて話をして、ぜひこのルートをつくってくれと、こういうお話をしていただいているわけでありまして、単発的には来ていただいています。ひまわりの時期であるとか、あるいは旭川空港から稚内に行く寄り道でどこに寄るかという点で、こういうふうにつくっていただいております、それは一つの足がかりになるだろうというふうに思っております。お話がありましたサンピラーパークも、実はグリーンツーリズムという業者がその企業の一環で寄っていただいて、カーリングの体験をやっていただいております。1時間から1時間半でありますから、本当の少しの体験でありますけれども、それを10人ぐらいのグループになりますけれども、ほんの少しなのでありますけれども、しかしグリーンツーリズムの会社も非常に熱心に名寄のカーリング場については、一つはそれだけではなかなか大変だけれども、旭川の動物園と結ぶ、あるいは紋別の流水観光と結ぶという形で取り組んでいただいておりますので、今まで道北観光連盟が非常に悩みながら、しかも汗かいてやってきたことが少しずつ芽が出てきたのかなというふうに思っているところであります。幸い各地区で新しい目玉の施設だとか、

そういったものを掘り起こしておりますから、それも相まってこれからますます武田議員の提言が生きるような方向になってくるかなというふうに思ってきておまして、少しずつでも前進の兆しありと。今回のサンピラーパークにできたカーリング場がまた一つ大きなポイントになるなというふうに思っているところでございまして、ますますこれから力が入るなと思っておりますから、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。この観光事業は、私が名寄市の送迎バスを旭川の空港まで来たら送り迎えは名寄がするぞと、連れてきて名寄の方に泊めるのもいいし、美深の温泉に泊めるのもいいし、下川へ泊めるのもいいのです。そういうことをやっぱりやるべきだと。そういう道筋でだんだん、だんだん観光のいろいろな専門家が入ってきて、観光バスを回すようになるわけだ。一挙にそこまで持っていくのはなかなか難しいけれども、これ本当に名寄がよし、やろうと例えばそれやって、送迎バス来たら、この客は美深へ泊めてやると、泊めてみなさい。美深は本当に喜ぶますよ。これは一緒にやろうと、やっぱりそういう気持ちを持ちます。そういうところから広げていけばいいなと。これは意見と要望ですが、終わります。

次に、地方分権の問題。真の地方分権の推進は、市民とともに協働のまちづくり、これは本当に大切だと思いますが、しかし市民の中には打算的なものを考える人がいて、行政に頼れば何でもやってくれるという意識を持った方々もおります。そういう人に自分たちのまちは自分たちの手でもってつくろうという、そういう意欲、これを進めるのも行政なのです。一番大事なところがあるのです。そこで、市長の市政執行方針は、市民と行政との協働のまちづくりについて市民各団体とも連携して協働のまちづくりを進めると言っておりますが、ここに掲げている協働のまちづくり、これ

も協働、非常にいい言葉、最近の言葉。ところが、具体的に市民は協働のまちづくりって一体何をすればいいのよ、おれたちは、さっぱり本当はわからないの。これが実態なの。だから、ここまでくるなら、例えばこれとこれとこれは市の職員と市民と協働でもってまちづくりを進めるのだと、そういう具体的な方針がなされるべきだと、私はそういうぐあいに思います。そうではなかったら、どうもこれも抽象的な文句にすぎないなと、そういうぐあいに考えます。

そこで、これは基本的な市長の姿勢の三つの方針が非常にこれは崇高でいいです。しかし、これは市長もことしの方針として公約しているのですから、絶対これ公約を守るという、そういう決意でもって臨んでもらわなかったら困るのです。こちら辺についてちょっとお伺いしたいのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきましても、最初の質問にもお答えをさせていただいているように、これからの自治体、住民と行政による協働のまちづくりは最も大切であります。ましてこれからは、地方分権の話もさせていただきました。かつては中央集権から地方分権ということで進んでおりますけれども、これまでは国土の均衡ある発展ということで国が主導的に各全国一律のいろいろなメニューづくりをして、均衡ある発展を目指してきた時代があります。しかし、地方分権になった現在、個性ある地域づくりを目指すということが地方分権だというふうに思っております。それを具体的に実現をしていくのが地域分権ということでお話をさせていただいたわけでありまして、そのことを市長は市政執行方針の中でしっかりと大きな柱として掲げているということでもあります。先ほどお話のあったように、住民がかかわる部分での方針が抽象的ではないのかと、このようなことを今御発言がありましたけれども、そのことも確かに住民の皆さんには

しっかりとそのありようについてこれから具体的な部分で提案をさせていただかなければならないと、このように思っております。

何でもやる行政はもう終わったということで、武田議員もお話があったとおりであります。市の行政の中でも、これまでは中央に向かって補助金をとってくるような行政の職員のあり方もあったかもしれません。ですから、職員の意識と市民の意識をしっかりと変えていくという住民自治をしっかりと芽生えさせていく、団体自治から住民自治にシフトがえをするということが最も大事だということでもあります。

変な例かもしれませんが、今盛んに夕張問題が報道されておりますけれども、大変な夕張問題ということで私たちも受けとめておりますけれども、かいま見ますと本当に大変な悲惨な中で住民の皆さんに市民自治がすごく芽生えてきているのかなという思いで報道を私ども見させていただいているところであります。協働というのは一方だけでなく、市民も意識を変えていく、先ほど来パークゴルフの話もありましたけれども、求めるのはたくさんあります。住民がここまでやるから行政はここまでやってもらえないとか、やはり行政と住民の役割分担をはっきりさせるのがこれからの行政の執行には求められると、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。

これは最後なのですが、石王総務部長がこの4月で退職するというのを聞きました。それで、私はこの機会ですから、石王部長にお礼の言葉を申し上げたいと最後に思います。石王部長の任期は、私どもとしては予算委員会までのおつき合いであります。今まで名寄市立大学の創立、風連との合併、新市名寄市の誕生などで、社会情勢、そして名寄市の大きな変革の荒波の時代を乗り越えて市政に活躍された実績は、長く市民の中に残

ると思います。私も行財政などいろいろと教わり、本当に感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。どうか退職されても健康に留意されまして、第2の人生を心機一転して活躍されてください。そうして、私どものつき合いも今後ともよろしく願いいたしまして、以上をもって終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で武田利昭議員の質問を終わります。

情報化推進電子自治体について外2件を、駒津喜一議員。

○5番（駒津喜一議員） 議長より御指名がございましたので、さきの通告どおりに質問いたしたいと思っております。

初めに、昨年6月定例会にて提案いたしました情報化推進について、ITから総務省も提唱しているコミュニケーションを加えたICTの取り組みと考え方を御理解いただきまして、さきの新市総合計画に組み込まれましたことを高く評価したいと思います。総合計画の中に市民とともに協力して働く協働の意味の一つとして、行政情報が一方的なものではなく、市民と相互に共有して進めていくことがこれからは大切なことと再認識されて、推進していただきたいと思っております。

では、1番目の電子自治体の推進状況について質問したいと思います。国の行政機関の抜く申請、届け出等手続のオンライン化の環境は、税務申告を初めとしてほぼ整ったわけですが、と同時に地域のオンライン化利用の促進を図ることを目的に地方公共団体がL G W A Nに参加することにより、地方公共団体間の情報共有や公的個人認証サービス等が可能になることから、地域の人たちにとってはよりスピーディーで便利な仕組みになります。北海道ではプラットフォーム、通称ハープ構想を推進し、地域間の距離が長い北海道の地理的不都合を解消することを初め地域の行政サービスの向上を目的に運営協議会が設置され、道内一斉に進めてきていると思っておりますが、小項目の1番目として、

電子自治体共同運営協議会の内容と町村合併が進んだ現在参加している市町村数と参加率をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて次の小項目であるハープ構想の開発進捗状況と今後の展開もお聞きしたいと思います。

また、システムが完備されれば、市民の移転並びに電子入札などの行政サービスが可能になり、さらに今後急速な高齢化が進展する中、一般市民の中で年齢、身体等条件等によりICT利活用の機会の格差を防ぐとともに高齢者、障害者が自宅にいながら行政サービスが受けられ、就業の形態も自宅勤務が可能になることも期待されます。そのほか行政手続等のより身近な活用も可能になることから、電子自治体の推進は期待する部分が多く、これらに対応するためにも早目の対応が期待されることです。最後の小項目として、名寄市の運用開始時期についてお聞きしたいと思います。

次に、市内商工業の振興施策の企業立地条例並びに中小企業振興条例についてお聞きしたいと思います。中心市街地、中心部から40ヘクタール以内に限られた店舗、事務所の新築、改築に対する従来の補助支援策に関係して、以前から定例議会において提案させていただきましたが、今回制度の見直しにより市内全域の事業者に対して今回新たに補助対象地区が拡大され、支援されることは、風連地区の小規模事業者を初め市内郊外の小規模事業者にとっても大変有意義な整備がされたことを高くこれも評価したいと思います。そこで、これらの制度が有効に活用されることが市内商工業者の活性化にも発展することだと思いますが、まず企業立地条例の実績と推移をお聞きしたいと思います。

次に、前段の中小企業振興条例の今回の一部の改正により、この制度が今後どの程度活用されるかは未知数ではありますが、この制度に対する期待感を含めたお考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて市融資制度の部分ですが、先日の補正予算審議にて支援している支出額はある程

度把握いたしました。近年の市内景気低迷により運転資金並びに設備資金の使用が年々低下している現在、市融資制度の果たす役割は大きなものがあると思います。市融資制度の相談件数の推移とその中でも新規開業資金について余り利用されていない現状をどのように理解されているのか、これらの対応についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、北海道が提唱しています産消協働ですが、最近では地産地消とか、消費の消の字を商業の商に変えるなど新しい言い方が誕生しています。いずれも地域の産業、商業を消費拡大しようとする地域の切なる思いと生産者と商業者が一体となって楽しみながら地域の活性化を目的とした運動です。特にこの産消協働は、地域に住む生産者と消費者が緊密な連携をとりながら、地元にある資源や生産物をできるだけ地元で消費、活用することにより人や物、お金の流れを地域内で循環させるためにも、食の安全、安心、環境保全、コミュニティーの再生、産業間の連携、地域ブランドづくりなど、地域経済の活性化を図っていこうという道民運動です。高橋北海道知事が地域と共同してテレビ、マスメディアを活用し、道産米を全国ブランドにしたことは記憶に新しい事例でもあります。この産消協働は地域だけの範囲ではなく、道の協力を得ながら販路拡大をねらう面で当名寄市においても期待される部分は多く含まれると思われませんが、この取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、市内商業界についてお聞きしたいと思います。現在数多くの議員の方が質問されており、市内商業界においては危機的な状況下にあるわけですが、前段の産消協働は地域の循環消費を提唱するもので、このことが市内商業界の活性化につながるものと考えますが、今回話題になっている大型店の進出は地域循環消費経済の一端を担うかは疑問でもあり、逆に地域循環消費経済の効果を減速させる事態だと思いますけれども、こ

の点についてお考えをお聞かせいただきたいと思
います。

最後の大項目として、名寄市立総合病院につい
てお聞きします。道北地区の緊急医療センターと
して、その果たす役割は大きなものがあります。
今回の改修修復工事には理解するところでありま
すが、利用する側にとって駐車場の苦情が多いこ
とも現実です。一時的には路上駐車も多く、交通
安全面、あるいは緊急車両等にも影響が予想され
ます。しかし、ことしの冬期間は余裕のある利用
状況で推移してきています。その原因が冬期間の
み公園駐車場が設置されたためで余裕ができてい
るわけですが、この公園の活用そのものについて
はさきの定例会で同僚議員の岩木議員が質問され、
論議されておりますので、お答えいただく必要は
ありませんが、雪が解けて公園が利用できない環
境になれば、また再び駐車場が足りないという現
象が復活することになります。ほかに駐車場に対
する対応策がありましたら、お聞かせいただきたい
と思います。

また、他の地区の病院では無人ゲートの設置と
か民間駐車場の契約などで管理されているところ
もありますけれども、病院駐車場の管理運営につ
いてお考えがあればお聞かせいただきたいと思
います。

次に、病院敷地内の禁煙について質問いたしま
す。市民の健康を提唱していく病院としては、入
院患者、外来患者とも禁煙を提唱していく必要が
あると思いますが、病院職員あるいは作業業者の
健康な方々にとっては大変御苦労されていること
と思えます。周辺道路などの喫煙が多く見受けら
れ、このことについて、苦情ではないのですけれ
ども、かわいそうだという市民の意見も多く寄せ
られます。こうした状況については、同僚議員の
渡辺議員の方からも再三質問されていることので
、これ以上のことは申しませんが、この質問
の都度病院内でどのように協議されているのか、
その経過をお知らせいただきたいと思います。

また、さっぽろ雪まつり会場にはJT、日本た
ばこ産業ですか、この提供により喫煙バスが設置
されていまして。こうした喫煙バスの対応の可能
性についてもお聞きしたいと思います。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせて
いただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま駒津議員の
方から大きな項目で3点の御質問をいただきました。
1点目につきましては私の方から、2点目につ
きましては経済部長より、3点目につきましては
病院事務部長からの答弁となります。よろしく
お願いいたします。

最初に、電子自治体共同運営協議会の参加数に
ついてお答えをさせていただきます。北海道電子
自治体共同運営協議会は、住民サービスの向上や
行政運営の効率化、高度化を図るため、電子自治
体の共通基盤となる機能を北海道と道内市町村が
共同で構築、運営を行う北海道電子自治体プラッ
トホーム、つまりこれはハープ構想でございます
が、北海道より策定をされ、この構想のもとに北
海道及び道内市町村が一体となって電子自治体化
を推進するため、北海道及び道内市町村が電子申
請など各種機能やその共通基盤を共同で構築、運
営をするに当たり相互に協力し、円滑な実施を図
ることを目的といたしまして、平成16年9月に
組織がされました。各種システム構築内容、シス
テム運営などの検討、実施を行うため、北海道と
道内市町村の参加により構成されている団体でご
ざいます。道内の自治体数は、現在北海道と18
0市町村がござりますが、この協議会に参加をし
ている自治体は北海道と道内154市町村が参加
をしております。参加率は85.6%となっております
、名寄市におきましても設立時当初から参加
をしているところでございます。

ハープ構想の開発推進状況についてお答えをさ
せていただきます。北海道電子自治体プラットホ
ーム構想の開発進捗状況につきましては、平成1

6年9月にシステム開発、運用の委託先である株式会社ハーブが設立され、開発が着手されました。開発費は、平成16年度から平成18年度までで7億9,000万円とし、平成16年度は基本設計、プロトタイプ開発、平成17年度は詳細設計、システム開発、平成18年度はシステム増強と進められております。

開発システムの具体的な内容につきましては、各システムに共通する機能、これは個人認証機能などを共通基盤化、これをプラットフォームと言っておりまして、共通基盤化をし、住民の引っ越し関連手続きにかかわる転出入届け出などのほか、事業者向けの入札参加資格審査申請など約80種類の申請、届け出、様式のダウンロードがインターネット上で可能になるシステムであります。今後の展開につきましては、電子調達システム、公共施設予約システムの開発が進められる予定となっております。

次に、名寄市の運用開始時期についてお答えをさせていただきます。このハーブ構想による電子申請、届け出などの運用開始につきましては、平成18年度より各参加自治体の利用が可能となっております。平成18年度は、深川市ほか19市町村が電子申請、届け出の運用を開始しているところであります。運用に当たりましては、市民の各種申請、届け出の際に必要な事項等を紙の書面によらずインターネットなどによる電子申請、届け出を可能とするための行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の整備が必要になります。本市におきましての運用でありますけれども、6月の第2回定例市議会で本条例の制定を提案をする予定になっておりまして、ことし10月からインターネットによる各種申請、届け出、各種申請様式のダウンロードについて市民の利用が可能になるように現在取り組んでいるところでございます。

また、開始いたします申請等の主な内容につきましてでございますけれども、戸籍住民票に関す

る戸籍謄抄本交付申請、住民票及び住民票除票交付申請、印鑑登録証明書交付申請、税に関する所得証明書交付申請、介護保険に関する受給資格証明書交付申請、医療給付に関する乳幼児医療費受給資格喪失届、福祉に関する児童手当認定請求、水道に関する使用開始中止届、事業者向け関連として建設工事競争入札参加資格審査申請、給与所得者異動届など23種類の予定をしているところでございます。また、書面による申請のための様式ダウンロードとして住民票の転出入届、国民健康保険関係の加入手続脱退届、税に関する軽自動車廃止申告書、公営住宅、保育所等の入居入所申請など17のダウンロード可能な様式を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目2の3点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、企業立地促進条例並びに中小企業振興条例についてのお尋ねでございます。本市におきましては、御案内のとおり工業開発の促進、企業立地促進を図るため企業立地促進条例によって企業に対して一定の助成を行ってきているところでございます。ここ5年間の利用状況につきまして申し上げますと、建設設備費に対する助成は11件、1億5,000万円、用地取得につきましては8件、4,200万円、雇用奨励は19件、900万円となっております。これからも製造業を中心とした企業立地の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、店舗支援事業の制度につきましては、中小企業振興条例の規則を見直しし、新たに創設しようとしているものでありまして、市内全域を対象に商業を営まれている方に対しまして300万円以上の投資による事業展開で店舗の新築、増改築、改装事業に対しまして100分の20の補助率で100万円を限度に助成していこうとするものでございまして、周知に努めてまいりたいとい

うふうに考えております。

市の融資制度の相談件数の推移でありますけれども、中小企業相談所、商工会での金融相談を受けた件数で申し上げさせていただきますと、16年度では581件、17年度では546件、18年度これまで480件でございます。また、市制度融資利用者は、経営、設備合わせまして平成16年度では103件、17年度では86件、18年度、1月末現在でございますが、66件となっております。さらに、新規開業資金につきましては、本年度設備で1件の利用となっております。企業の新規開業は大変難しい環境にあると理解しておりますけれども、今後新たに設けられます店舗支援事業とともに新規創業支援事業の制度につきましてもPRを行い、周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の北海道産消協働についてのお尋ねでございます。産消協働の原点は、つくり手に信頼と協力でこたえ、知恵や人材、技術の結集、ともにつくり上げる行動、次代を担う人材をばぐくみ、持続可能な地域社会にあります。生活者、ユーザー、生産者、行政、それぞれに役割がありますけれども、別々に分担するのではなくして消費者の視点、生産者の視点が相互に交わりながら高まっていくことが重要とされております。名寄市における地域ブランドづくりにおいてもこれまで培ってきた産地の信頼を生かし、お米に関しましては日本一のモチ米生産団地を前面に打ち出しながら、スケールメリットを生かした動きが大切であります。また、アスパラ、カボチャにつきましても全国有数の産地となっておりますので、地域の特性と消費者や流通販売業者のニーズの的確な把握に基づきまして、効果的な推進を考えていきたいというふうに思っているところでございます。生産する者は、消費者の信頼の高まりがブランド力で、高品質な製品づくり、責任の重さを自覚することにあります。と同時に地域のブランドは地域の消費者が育てる義務もあります。地域に

根づき、地域の誇りとして市民とのさまざまな交流、子供たちの食品など産消協働の重要性についてこれからも呼びかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次、3点目の商業活性化についてでございます。産消協働の動きは、生産者が良質なモノやサービスを提供することはもとより、さまざまな分野において消費者への正しい情報を提供するとともに消費者との接近を促し、新しいビジネスの創造などを促進していくことにあります。その進展は、その地域需要は変えずに、移輸入が地域の生産活動に振りかわっていくことにありまして、自給率をアップさせていく取り組みについて衣食住のあらゆる分野で積み重ねていくことが地域経済の活性化につながるというものでございます。各種量販店が掲げるこれまでの地域貢献策の内容といたしましては、一つ目には地元企業の誘致、つまりテナント、二つ目には雇用創造、三つ目には地産地消、地場野菜でございます。四つ目には、地域振興、物産イベントなど多くのことが言われておりますが、一番大きなことは経済の流通が地域の中で循環しなくなってしまうことではないかと思っております。見方はいろいろあると思っておりますけれども、今回の進出の量販店につきましては、構造自体は循環型の感じを与えておりますが、それがこの地域においてすべて循環型になっているかといえば決してそうではないと考えさせられているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の3、市立総合病院についてお答えを申し上げます。

1点目の駐車場の現状と管理についてでございますが、現在当院の駐車場は敷地内に一般用として約200台のスペースを確保しておりますが、特に利用の多い冬期間は毎年不足する状況にありますので、病院として患者さんに御不便が生じな

いように降雪時には専門業者による除雪のほかに冬期間に限って臨時職員を雇用して除雪、排雪作業を行っているところでもあります。今年度につきましては近隣町内会の協力が得られたことで、昨年12月18日から花園公園を仮設の駐車場として利用させていただいております。利用に当たっては、御近所の方の雪捨て場と南保育所の園児さんの遊び場所としてのスペースを確保しながら、最大45台分の駐車場として利用させていただいております。

仮設駐車場の利用状況ですが、12月は1日平均31台、1月が38台、そして2月が41台と少しずつ増加の状況にあります。このため例年ですと、病院南側の南7丁目通と南保育所前では路上駐車などで歩行者やバスの通行に御迷惑をおかけしていましたが、ことしに限っては大きな障害も起きていないことから、仮設駐車場の効果があったものと考えています。周辺に未利用地がないことから、病院敷地内での立体駐車場の建設が根本的な解決となりますが、相当な費用を要することになります。公園の駐車場としての利用については論議を呼ぶところですが、病院事業者としては当分の間患者さんの利便と路線バスの運行に障害をなくすためにも冬期間に限り利用させていただきたいと考えております。

2点目の病院敷地内の禁煙問題についてでございますが、平成16年4月から取り組んでいる敷地内全面禁煙につきましては3年を経過しようとしています。この間職員や一部の患者さんが敷地内で喫煙していることや患者さんが病衣を着ながら喫煙をしていることについてたびたび論議をいただいたところでございます。しかしながら、何よりも病院としては患者さんの健康の増進を図ることを第一に考えての取り組みであります。必ずしもすぐに浸透はしないと思いますが、長い目で見ていただきたくよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。ひたすらお願いをし、御理解をいただくことを考えております。したがって、

喫煙所の設置につきましては、現状の対応を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭の電子自治体でございますが、ただいまの御説明をいただきまして、名寄市が決しておかれている状況ではなく、逆に一步進んでいる形でほかの地区を引っ張っているような形で進んでいるというのをある程度理解いたしました。ただ、名寄市職員の中ですべてが熟知しているというわけではございませんので、このたびの戸籍システムの整備に至っても非常に個人情報保護法の面からの事故がないように、その点職員の皆さんの説明会あるいは講習会を随時開いていただいて、間違いのない操作をしていただきますよう強く求めて、この部分については答弁は要りません。

次に、企業立地条例と中小企業振興条例でございますけれども、これにつきましても今回の見直しによりまして、前回私が申しましたとおり東地区の商店がないという市民の苦情、あるいは北地区の住民たちの商業施設がないということで非常に困っていた部分がある程度創業者がそこで展開するということにこういった支援が受けられるということで、出店する可能性がふえたと思う点で非常にこの制度の見直しについては評価したいと思います。また、これから展望として、ますますこういう支援策は商工業者にとって使われていくと思いますので、この辺PRを含めて、知らないという業者がいないぐらいに周知していただきますよう職員の方の努力を求めたいと思っております。

次に、北海道の産消協働についてですけれども、道内の事例を見ましてもこの産消協働につきましては大抵の部分は食の部分が多くて、産業とかそういうものはあるにはありますけれども、数か

ら見たら少ない感じがします。名寄市におきましても特産品といたしますと、まず1番目に考えられるのが農作物でございます、この点につきましては先日の議員の皆さんから質問要望された農産物の推薦により大体中身についてはわかると思うのですが、昨日猿谷議員の方からも食以外の市内の企業の特徴を出した企業の紹介もございましたので、それ以外の企業として誘致企業があると思います。ニチロ畜産を初め、王子板紙名寄工場とか、ほかにもありますけれども、特産品を出しているという面と長年地域に根づいて、誘致企業とは言えないぐらい長年地域に大きく貢献している特に王子板紙名寄工場について、この名寄工場につきましては王子製紙のグループの一環として位置づけられているということで、段ボールの製品を生産しているということではあるのですが、いろいろな紙製品の枠組みとか、そういった部品にも使われていますし、まして新聞や何かに報道されましたとおり炭殻によるリサイクル製品も産出しているということで、非常に企業としては貴重な企業ではないかと思うわけですが、この王子製紙のグループが出している製品を誘致企業を支援するという意味でも、この産消協働の運動も必要ではないかと私は思いますので、以前窓口で個別で職員の方に提案させていただきましたが、このような誘致企業の支援について王子グループの製品を積極的に消費しようという運動というのはいかがなものか提案したいと思いますので、この見解についてちょっとお聞きしたいかなと思いますので、よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今駒津議員の方からお話ありましたように、食を中心とした地産地消の考え方に加えて、小野寺議員からお尋ねありました地産地消の消は商いの商ということもありましたし、それから今話題にありますような産消協働、これらにつきましては製造業やサービス業、

全企業に拡大する取り組みであるというふうに理解をさせていただいているところでございます。どれも一貫した考え方の中から生まれたものでございまして、地域に住む者が知恵や工夫、あるいは協働のもとで生産から加工製品されました安全で安心なものを地元で愛用し、消費するというこの考え方が大切であろうというふうに思っています。今お話ありましたように直接生産、加工される製品化もありましょうし、また一方では間接的に加工されて、工程を経て製品化されるものもあろうというふうに思っています。いずれにいたしましても、地元で生産されたものが製品化されたものにつきましては地元で消費するというのはこれは至極当然でしょうし、これからもやっぱり拡大に向けて、普及に向けて努めていかなければならないというふうに思っています。

今お尋ねの部分で感じたことであつたのですが、かつて愛町消費運動というのが運動としてございました。これらにつきましてもその土地でとれたものをその土地で愛用しよう、愛して食しよう、そして大切に守り育てようという考え方があつたやに記憶しているところでございます。地産地消の振興協議会も立ち上げて、地産地消を中心にはいたしますけれども、先ほど言いましたようにいろんな産消協働につながるようなものも一緒に運動として展開していくように今後も検討なり、運動を広めていきたいというふうに思っております。ぜひともこの機会に私も含めて皆さん方でその商品をできるだけ愛用、愛食するといましようか、そういった物の考え方に努めていきたいというふうに、PRも含めて努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えしました。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） ありがとうございます。ぜひそのような姿勢で進めていただきたいと思います。名寄市は、誘致企業と余り対応がうまくないといひますか、過去にもサンミシェルさんとか

日本マイザーとか、誘致企業が進出したにもかかわらず出ていかれたという前例もございます。名寄での消費というのは、大都会の消費に比べればごくわずかな数字ではありますけれども、大手企業といたしましてもこういった地域の姿勢というのは非常に大事にしてくれるところもあります。ですから、消費の額にかかわらず愛用しているという態度を見せれば、これが産消協働、あるいは誘致企業の支援といったことにもつながると思いますので、ぜひこういった面を今後とも考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、市内商業の活性化でございますけれども、いろいろと論議を呼んでおりますコンパクトなまちづくりですけれども、商業の先進地である欧米諸国の事例を見ましても、これから名寄市が進めていこうとするコンパクトなまちづくりというのがぜひとも必要な部分だと思っております。中心商店街の活気がその商店街のみならず、そのまち全体の活気につながる源だと思っております。武田議員の方から力強い厳しい批判もございましたけれども、商業者自体は気力まではなくしておりませんので、まだ頑張るといふ気力は残っておりますので、その辺私の方からも弁解したいと思います。

しかし、今回の郊外に展開する大型店の進出については、こうした市内商業界の活性化には本当に大きな影響が出ると予想されます。商店街今まで何をしていたかといふいろいろと言われておりますけれども、先日の中野議員の代表質問にありましたように、商業者今回の大手大型店進出という状況を重く受けとめて、再出発しようという動きが見受けられます。その一例といたしまして、私が入手しました中で、これは投書とか私に届いた手紙とかということではなく、たまたま市内の中心商店にお邪魔したときに私の方で入手した資料なのですけれども、市内中心街の女性部の団体からなのですけれども、その中の抜粋したところでちょ

っと御紹介したいのですけれども、読みます。今回の大型店が出て出なくても消費者から大きく批判を受けている事態を今回重く受けとめ、店主一人一人がもっと魅力ある商店街づくりに頑張るよう皆さんで努力しましょうという、あとは省略します。それと、もう一つ、隣接する商店街の若手グループから企画書を入手しているのですけれども、これは10年先の名寄を見据えた自分たちの商店街ということで入手したのですけれども、この部分については残念ながら公開しないでくれという部分でございまして、そういった気持ちがあるということだけ御理解いただきたいと思うのですけれども、商店街の中では今こうした何とかしようという気持ちが何店かグループ単位で生まれてきているということで、私今回の大型店の問題については、いろいろと論議されておりますけれども、私なりに判断させていただければ、商店街の利益、そして建設関係の利益、そして消費者のエゴといひますか、利益、そういったもの三つが交差しているのではないかなと思うのですけれども、私はこの三つとも大事な部分だと思っております。これは大事にしなければいけない部分だとは思っておりますけれども、もっと大切に私は思うのはまちづくりに対する意欲なのです。このまちづくりに対する意欲が失われてしまえば、本当にこの三つの利益というのはともに歩んでいかないと思いません。ですから、今回の大型店の出店が規制によって出店できなくするという事態になれば、こういったまちづくりに対するきっかけのやる気の部分が薄れていくのではないかというふうに思います。そういった意味でもぜひこの大型店の規制については整備をされるように強く求めていきたいと思っております。

次に、病院敷地内の駐車場の問題ですけれども、管理上いろいろゲートとかそういうのをつくれれば莫大な費用がかかってしまうということで、またそれも市民の負担になってしまうということで、いろいろと苦労されているということなので、冬

だけの余裕のある駐車場ではちょっと市民も不満も多いと思いますので、用地の取得とかそういう問題もありますけれども、余裕のある駐車場を将来的に考えていただきたいと思います。

そして、禁煙の問題なのですけれども、先ほど長い目で見て対応していきたいというふうにお答えいただきましたので、長い目で見たいのですけれども、私が今回提案させていただきました喫煙バス、実際私見ていません。北海道新聞の広報のページで見たのですけれども、こういう結構立派な喫煙バスなのです。こんな立派な喫煙バスは購入する必要はないと思います。市のマイクロバス所有で、廃車寸前のマイクロバスをこれを職員の手で、申しわけないですけれども、換気扇をつけて暖房をつけて、ちょっと手を加えて、お金をかけないで、そして喫煙バスとして設置すると。

(何事か呼ぶ者あり)

○5番(駒津喜一議員) いや、冬は余裕があるのですね。

やはり病院としては、これは禁煙を奨励しなければいけない、これから喫煙者を少なくしなければいけないという意味で、毒をもって毒を制するではありませんけれども、喫煙バスの中身については喫煙するとどういう状況になるか生々しい写真などを乗せていただいて禁煙を奨励する、そういった広報活動を行って、そういった喫煙バスを設置するのも禁煙を進める一つの手だてだところなのですけれども、ここでちょっと確認したいのは、今使っている公園の駐車場はこれは建設の管理の管轄で、病院の敷地にある駐車場というのはこれは病院の敷地内という解釈でよろしいかと思うのですけれども、確認したいと思います。

○議長(田中之繁議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) 議員おっしゃられるとおり、公園につきましては建設水道部の管理、それから病院の敷地内につきましては病院の管理者がおりますので、その管理者の管轄ということになっております。

御提言のありましたバスの件なのですけれども、確かに研究させていただきたいというふうには思いますけれども、そのバスをどこに置くかということありまして、ちょっと道路に置くということにはならないというふうに思っております。余り遠いところに設置しても、そこに喫煙に行くということもなかなか難しいというふうに思われます。敷地内禁煙なものですから、敷地内に置けないというふうを考えておりまして、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(田中之繁議員) 駒津議員。

○5番(駒津喜一議員) マイクロバスといってもこれ乗用車2台分だと思います。そんなでかいバスを用意する必要性はないと思いますし、そして今の敷地の所有の関係、管理の関係聞きましたのは、病院敷地内というのは車の中でも喫煙はだめだという意味だと思います。ですけれども、市の管理する駐車場であれば、これは車の中でも喫煙しても結構だという意味合いの確認のためにお聞きしたわけでして、ですからマイクロバスといえますと乗用車2台分ですから、置いたらほかの車とめられなくなるという、そういう状況にはなかなかならないと思いますので、とりあえず病院の管理の駐車場以外の駐車場でそれを設置されて、たまたま病院の敷地内にお邪魔したという、そういった不都合のないように、ナンバープレートがついた状況でそういった設備をやった方がいいのではないかと思うのですけれども、これも実は私のアイデアではないのです。一般市民からこういったことでどうだということ私の方に何回も来られたものですから、今回要望した次第なのですけれども、それだけ市民の方はいろいろと敷地内せつかく医療センターとしてきれいな、遠くから見るときれいな病院であるにもかかわらず、そういった喫煙状況を見ると見るにたえないという部分もございますので、そういったことも考えていただきたいのと、私にそのアイデアをいただいたその方はどこかの行政で、詳しくは教えてくれな

かったのですけれども、実際やっている市立病院があるそうなので、そういったことを研究しながら進めていただきたい、検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

時間もあと11分でございますけれども、皆さんお疲れなので、この辺で私の質問を以上でもって終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 4時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 中 野 秀 敏